

ていたのですから、それを八十名確保といふことに目標を置けばこれは確保は簡単にできるんですけど。しかし、そういうことをやつていいかどうかについていろいろ考へたんですが、予算の法律の通過のおくれ、あるいは予算執行についての校舎その他の所沢における整備等が間に合いませんで、入間基地の隊舎を借りてのまことに一期生としては待遇の悪い環境で最初の教育を、しかも重大な一期生を送り出す基礎教育を始めますので、これはむしろ予定していた中の、応募した者、入隊してくる者四十六名だけを、それで切って、そしておしる隊舎、設備資材その他の教材等の不足分を、先生方の八十名に対する指導を四十六名に對して濃密に指導していくことによってカバーしていくほうをとることがいいんじゃないか、こう思つたんです。そこで、四十六名で、それ以上を満たす努力をすれば簡単に満たせたんですが、しなかつたという判断があります。

しかし、今後はそういうことのないようになつてから考へておきませんと、察せられる原因は、試験官も驚くほど優秀だつたということは、あとで追跡はしておりませんでしたが、国立大学に相当行つてしまつておる。その他の大学にもすべり込め、腕だめし等でやつてみようかといふので一応いどんできて、自分たちは本来医者になりさえすればいいんだということでありましようから、しだがつてそちらのほうへ、本来の道のほうへ進む者が多かつた。本来の道と申しますのは、防衛医科大学校を卒業しても医官たる自衛官であつて、医者であることには変わりませんが、しかし、やはり自衛官たる医官になるなんありますので、学生も普通の必要な医者になるための勉強のほかにやっぱり訓練その他基礎訓練を受けるわけあります。そうすると、やっぱり執銃訓練なんかどうかなあという、そういう医者になるのに不要な気持もあると思うのです、いまの若い青年諸君には。そういうことなんかをかれこれ思いますと、来年からは少しくそのような事態を事前に考へた上の定員充足ということを考え、試験後の

ういうふうに思いましたして、今回はむしろ四十六名にあえてとどめたということで、今後の教訓に資するを同時に、そのほうがかえつて一期生としてよろしいのではないかという気持ちもありまして私が裁断をしたわけであります。

○中村利次君 八十名の定員を充足をしようと思えば簡単にできたという御答弁でございましたけれども、これは追試験等をおやりになれば確かに可能であったと思うのですが、しかし、大臣がおあげになつた理由で、確かにそうであるといふのも私はあると思うのです。しかし、まさにこれには異常状態ですね。八十三人の合格者の中で三十二人ですか、実際に入学されるのは、七十数名の補欠の中にたつた十名しか実際に入学を希望される人はいなかつたという点については、これはやつぱり大臣の御答弁の中で、確かにそうであるいうものをすべりどめなんていふのは、私はこればかりと理由にならないと思いますが、ほかにもの国立大学を受けて、そちらのほうを合格して希望された、そっちのほうに入学された、こういうことは大いにあると思いますけれども、いかにもちよつと数字が異常過ぎましてね、何かわれわれの常識からいくとなじめないものがありますて、これはあとで逐次私は質問をしたいと思うのですが、自衛隊に対するイメージといいますか、そういう点について、はたして全然関係なかつたのかどうか、そういう点の分析はいかがでしよう。

る者もあるかもしれません。一般隊員の場合と
は、あまり影響はないよう見受けますが、そ
うこと等は、これは私どもとしてやはり相なる
べくんば、日本国民の全部とはなかなか言えませ
んでしょうが、最大公約数の理解と支持を得る
ことにこれは全力を尽くすべきである。これは内
に対しても外に対しても、自分たち自身も含めて
でありますけれども、そういうことがやっぱり背
景にはあるだろう。そのことは、これは共通の問題であ
りして考えておりまし、先ほど私が述べました
理由にそれを落としたのは、ついうつかり落とした
わけでありまして、それが一大前提であるかも
しれないという気持ちはござります。
○中村利次君 そこで、これはやっぱりどういう
対策をお立てになるのかということが続いてくる
わけでありますけれども、まあ一時間程度の質問
ですから、これはひとつ続いて質問をいたします
ので、同時にお答えをいただきたいと思います
が、確かにこれは大臣もきびしく認識をされてお
りますのにそういう問題がある。そこで、これは
わが党は、独立国としての自衛権があるのでとい
う立場をとって、自衛権行使する手段としての
自衛力はこれは持つんだという立場をとつております
ますけれども、しかし、その立場に立つても、い
まなおこの四次防に対してはやっぱり批判をし反
対の人がおります。現在の国際情勢下における自
衛力はどうあるべきか、限界はどうあるべきかと
いうことは、これは基本的な立場に立つての議論
をしなければならないと思いますが、しかし、で
あっても、現在ある隊員、いまは大臣もお認めに
なつておるよう、自衛隊に対するイメージ、隊
員に対するイメージというものは必ずしもよくな
い。そこで、一つの方針として、りっぱな隊員が
一期、二期というぐあいにできるだけ長期にわ
たて定着をしてもらおうようにというので本法律案
を提案されたと思うのです。
ところが、提案理由を拝見をしてみると、こ
れは大臣、さきの国会だったと思うのですが、青
年がみずからの意思によつて、やっぱり自衛隊員

たらんとするようなそういう氣持ちを出してもらうようなものに資するためと、こういう意味のことを答弁であつしやつたと思うのですね。ところが、こういうことを提案をされるのに、そういう意味の提案理由といいますか、こうこうこうだからこういう法律の改正をしたいのだというようなものが全くない。ただ事務的なことだけしかないのですが、それはどういうことでしよう。

○國務大臣(山中貞剛君) これは実はこの問題だけが、隊員たちあるいは若者たちが自分たちの生涯の道として自衛官たる道を選ぶいろんな条件があるわけですが、その中の一環としての待遇改善、これはまあやつぱり金でものを解決するということは基本的には正しいとは思いませんが、しかし、やはり遇遇とか退職の際の幾らもらえるかというのは、これはやはり無視できない要素でございますので、ここに出してありますものは法律によつておきめいただかなければ措置できないものが書いてあるだけでございまして、そのほかに処遇改善等については、もうすでに御案内とのおり、四十三歳、四十五歳の三曹、二曹の定年を予算上の定員のワクを一ぱい取ることによりまして、五十歳まで希望する者は自分の意に反して四十三、四十五の中途はんばな年齢でやめさせられることはないと、こういう措置もいたしましたし、また試験を受けても通らなかつた、あるいは受けた意思もなかつた、しかし自衛隊につとめて長い間一曹として努力をしておる、しかもある方面においてなかなか優秀であるという者は准尉への道を開いていただいておりますが、さらにその准尉ももう曹の吹きだまりであつて、五年間はまあ准尉かという、そういうことはせつかく説けていただいた准尉への道といふものが、実際上はほんとうに中核、準幹部としての役に立つ存在になるかどうかに疑問が起るおそれがありますので、そこで、試験をしないで選考をもつて、大体該當者の一割ぐらいを選抜をもつて二年間三尉の職につかしめる。實際上にすぐれた技能その他の部門についての三尉職を執行するといふよう

ことも予算上実現いたしておるわけでありますから、それらの問題全部を踏まえて言えましまおつしゃったようなことになると思ひますが、この部分だけでもって、これは特に手当等は、これは横並びの問題で改定されるものに伴つてやるものでございますし、そう大上段から、これがそれでございますというよろには、その一部門であること間違いございませんが、法律でお出しする分はこの分だけでござりますという意味で、格別に提案理由の説明にそういう大げさな大上段のものの言い方は遠慮いたしましたといふのが事実でございます。

○中村利次君 これはまあずつとその経過がございましてね、何か政府提出の法律案、まあ議員立法もそうですけれども、法律案というか理由とばかり提案するにはそれなりの根拠というか理由といふか、そういうものを伴つたスタイルというのが一般的なスタイルだと思ふんですね。まあ大臣の御答弁で格別のあれはないようありますけれども、しかし、これは先ほども私は申し上げましたけれども、反対は反対、賛成は賛成でわれわれは、立法院は、これは立場立場ではつきりものを言います。しかし、やっぱり行政の責任としては常にあれじやないんですか、こうであるべきだという姿勢があつて、私どもがかりに反対の立場であつても、そういうものが基調となつたものがスタイルとしては当然ではないかという感じがしましたのでこれは質問をしたんです、あえて。

やっぱり同じようなあれになりますけれども、いつも問題になりますこの隊員の募集状況と充足率、その後これは変化がございましたか。明るい見通しじゃなくて暗い見通しになつていま

んか、どうでしよう。

○政府委員(高瀬忠雄君) 四十九年の二月末の自衛隊員の充足率は八七・一%でございまして、それで実は非常に募集環境はきびしうございまして、必ずしも明るい見通しということにはなりません。まあしばしば申し上げますけれども、十八歳から二十四歳までの年齢の者を採用す

るわけでございますが、その年齢層が四十六年を

ピーカにいたしまして毎年毎年三十二、三万人ずつ減っております。そういった客観的な事情もございまして、それから高校への進学率がもう九〇%

になつておりますし、それから大学への進学率も相当高くなつていて、それから一般の企業にお

りまして、まあ一般的な企業では大体その考

え

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

があまりにもうたいたい文句とはかけ離れていた、こういう点も——これは募集なんというものは幾らかの誇張はあるかもしれません、そういう点が常に指摘されるところでですけれども、こういう点については何か当面のお考えござりますか。

も、それを無視して、どうしてそんな、まあたとえば、決して軽視するわけではありませんが、自衛隊としてはどうかと思われるいわゆる精神薄弱的なですね、施設の者等が勧誘されて入っていったというような事例も指摘されております。こういうふうなことは、ひとつここでよしよしは一階で

予算要求でこれを解決しようと思つたんですけどわざ
ども、相當金額も食いますので、いまは自衛隊でしか
——防衛庁で給与制度に関する学識経験者の調査委
会といふものをつくつていろいろ検討をお願いして
ておりますので、そちらのところでどうすべきか
についてお尋ねするところです。

りますけれども、予算是、人件費等は定員でお組みになるのか実員でお組みになるのか、その点はどうでしょう。

とにおいて、相なるべくんば自主志願というものの比率が一番高いという姿であるべきが至当であると考えます。しかし、最近徵兵から志願に切りかえたアメリカなどを見ましても、なかなか自ら志願のまうがそうそう高いとは申せない、ようである

ついていけませんし、そういうようなこと等で本
人をかえって不幸にいたしますから、十分戒心す
べき点であります、私たちにとって、募集のあ
り方という問題は、いままさにわれわれにとつて
基本的な問題でござります。

長い答弁をいたしまして恐縮でございました。
○中村利次君 この法律案を提案される前に、継
続任用奨励金構想をお持ちになつて、予算要求で

締めます。つまり年度末の推定人員に当該年度の募集見込みそれから退職見込み、両者を差し引きまして別々の推定人員を出しまして、それに基づいて予算を積算するわけでございます。

りますが、わが国の場合はことに最近それが低下してしまいまして一〇名台に落ち込んでおる。したがつて、縁故募集なり、あるいはまた街頭勧誘などという悪口をきかれるそのような手段というふうなものが多かったのです。

基本的な説明としてしまして検討中でありますから何とかしてこの募集のあり方を正常な姿に近づけたないと、まあこういうことでいま努力をいたしております。

○政府委員(高瀬忠雄君) かねてからこの継続任
法案との関連ですね、そういう点についてはいかがで
しょう。

ると思いますね。そうなりますと、これはやりたま基本に返るんですけど、あの定員をこなしてみたって、実際には募集してみてもなかなか応募者はない。中途退職者も非常に多くの数があるということになりますと、防衛力整備計画回復

もののもやむを得ず努力をさせておりますが、ますます基本的な考え方として、これは自衛隊内部の問題であります。が、募集担当官が、数多く入隊せしめられた者に何年かの実績によって表彰状が贈られる、そういうことは一体どうなのかななどということを考えまして、まず教多きがゆえことうとかばず、要

くとは大違ひという、そういう感じをなくするようになさきやいかぬ。たとえば、これは国民みんな、自衛隊は、少なくとも隊内居住で生活している者は食事はただで食わしてもらっているんだとみんな思つてゐると思うんです。しかし、実際はその自衛官の給予本体の中に食費は入り込ませて

用の状況が、二任期に参りますのが入りました者の半分、それから三任期はそのさらに半分といふようなことで、非常に継続任用につきまして、その実態から見て継続任用の問題を取り上げております。それでいろいろまあ、しかばどういうふうなことで、この選考正規者の文

体これはやっぱり問題なしとしない、見直さなければならぬという原則論に返っていくんですね。が、これはきょうの目的ではありませんからここで議論しようとは思いません。そういうことが私はやっぱり重大な課題としてあると思いますね。

するに質の問題、定着率の問題を——その募集官が募集した人員、相手の数がどの程度ほんとに定着し、質もよかつたかという問題も考えなければいかぬ。また募集官としても、半年か一年たつたら、あのときあそこで会って、喫茶店で会った青

うはライスカレーだと、いえば、自分はライスカレーある。ですから、形こそ自分が金を払って食べてあるわけじゃありませんが、給与体系はめり込ませてあるわけでありますので、自分の金で実はめしを食つてゐるわけなんですね。しかし、隊内できよ

その対策はどうかということを考えたわけですが、その中の一つといたしまして、それではあります
が、継続任用奨励金というものはということでその問題を研究したことがあります。それと同時に、並行してしまして、この任期制の待遇改善手当の問題

だから、国民の合意としないもののかなかかなかどとう
とりにくいという状態にあるんではないかと思いま
すね。

そこで、この法律案と——その前に聞いておきま
たいと思うんですが、自衛隊員というのは、これ
は公務員ですか、公務員でない、しない。

年が快く入ってくれたが、いまどこにいるだろうか、自分が募集したことが本人にとつては後悔しているのではないかというような、電話一本はがき一つぐらい、そういうことをやったことがあるかという――どうもただ入れてはそれだけとい

一を食いたくない、うどんを食いたいと思う者も選択の余地が許されない。一斉單一の種類の給食を余儀なくされるものが、しかも自分の月給から實際上は天引きされてるんだという実態というものは国民はあまり御存じない。あるいはまた当然自然

といふことも研究いたしまして、その両者いろいろ比較検討いたしましたけれども、継続任用勵勵金と申しましてもなかなか制度的にどういう根柢でやるかというようなことで、検討いたしましたが、法律の改正も必要であろうといふようなこと

○政府委員(高瀬忠雄君) 公務員でございます。
○中村利次君 公務員ですね。そうしますと、公務員の退職手当というのは、これは永年勤続には優遇制度というのがあるんですね。二十年以上ですね。それから通算制度もありますね。これまた

う感じがしてなりませんので、これからはそういう表記のしかたも改める、たくさん入れた者だけを表記するというような考え方はどうないと、こういうようなこともあります。

衛隊の隊員たちのはめはただで食つてゐるんだろ
う、船に乗つて航海に出たら当然それは官給され
てるんだろうと思つていらっしゃると思うんですね
が、そういう常識が、入った者にとっては、その
常識と違つとうという実態はやつぱり——何だと、め

でございまして、それでかれこれ検討した結果、特選官手当の制度の改正のほうがむしろ制度としてはやりやすいというふうに考えましたので、終続任用奨励制度にかえましてこの制度をとろうと、いうことを最終的には決定していただいたわけですが

ど私たちが考え方を改めて、方法も考えていくま
せんと、いよいよ困難な環境の中で、ときたま、
入れてはならないような社会的な基準というものが

し代は結局自分たちが払ってると、それなら自分の好きなものを食わせいいという、そういうようなことにもなると思うんですね。私はことしの

○中村利次君 それから予算編成の場合ですね、さきの防衛二法案で定員増も制定をしたわけあります。

いうことは非常に大きな議論になつておるわけで、すけれども、この公務員である自衛隊員については、任期制隊員というまあ特別なことだかどうだ

○中村利次君 それから予算編成の場合ですね、さきの防衛二法案で定員増も制定をしたわけであります。

か知りませんけれども、通算制度もなければ、今度のこの法律の改正によつても、これが制定されると、そうすると、制定されて発効をした時点以降の退職者にこの法律が適用されるんではなくて、発効した時点に入隊した隊員から適用されるといふ、まさにこれは大体退職手当のスタイルをしているんだかしていないんだか、公務員の退職手当との比較において、私はこれはもうそういう点についてははたいへん疑問を持つんですけれども、いかがでしょうか。

任期または三任期にある者をどうするかといふと、それは二任期にある者につきましては一月について四日プラスをする、三任期につきましては一月について二日プラスをする、そういうようなことで、自衛隊の採用状況というのは毎月二千名ぐらいずつ入っているわけです。で、ずっと続いているわけですね。それで七月一日の以前の者と以後の者とで格段の格差が生ずるということになりますと、やっぱり七月一日、その施行日前にやめた者と施行日以後にやめる者との間の待遇の均衡といいますか、処遇の公平といいますか、そういう

のつど問題になる日満日だとか満日だと、満州國政府だけじゃなくて、当時の国策会社、特殊團體関、こういうものに対する通算もやつておるんでありますよ、恩給の。勤続年数の通算もやつているんでありますよ。これは当時の国策によつてそういうことになつたんだからといふので通算をしておるという風に、屈だつたら、これは特に自衛隊員の場合、冷遇されるという理由はどこにあるのか私はお伺いをしたいと思います。ましてこれは任期制隊員として特殊条件だとおっしゃるならば、しかば農林省本部林野厅あたりで用いておる定員内作業員、定員外

理退職の場合であります、その率は勤続三年の場合で――第五条の場合が九十日でございまして、その率と比べましても百三十一日で相当高くなっています。いまのように一任期、二任期、三任期、四任期というような通算の姿勢はとつておりませんけれども、全体として見渡しました場合におきましては、一般の公務員の退職手当法の場合よりは高くなっているというようなことで、いろいろこまかい検討をし計算をしました結果、こういうことでございまして、いまおっしゃるよううに特に任期制公務員、自衛隊公務員に対して冷た

して、一般的の国家公務員につきましては、御説のように国家公務員等退職手当法によりまして退職手当が支給されますが、任期制の隊員は特に二年または三年という任期をきめまして採用されるということでございまして、退職手当法の特例ということです。そこでございまして、そうして特に一般の退職手当法に比べれば有利な退職手当が支給されるということで從来きておるわけでございます。それで、いまこの法律は七月一日から適用するということになつておりますが、この法律の趣旨は、御承知のように、任期制隊員の短任期ということに着目いたしまして、特に二任期、三任期における先ほど申しました継続任用率が低い、それから二任期または三任期における退職者がかなり多いというようなことで、そういうようなことでなくして、将来継続して任用される者の数を多くしようとねらいでございます。そういうようなねらいから、この二任期または三任期の退職手当の日数を

いうことをを考えまして、現に二任期にあり、現に三任期にあるという者につきましては、月割りで四日または二日と、こういうふうな計算をしているわけでござります。

○中村利次君 これは問題がえらいあるんですよ。経過措置としてやっぱりそういうことを考慮したものもある。しかし、私が言っているのは、もうこれは法律論というか原則論ですね。実にこれは珍妙ですね。そして政府がおっしゃることは、やっぱり自衛隊員に誇りを持たして、自覚を持たしてということをおっしゃるけれども、やつていらっしゃることは、やっぱりどうも自衛隊員に対してはいろんな批判もあれば反対もある、何か日陰者をこそそぞらか遇し改善をするといふような、私はかりに自衛隊に反対であっても、いまの自衛隊に対する処遇が公務員としてまことにちぐはぐな納得のできないものであるならば、これは私は指摘をして当然だと思う。政府みずからが何だかわけのわからぬようなことをおっしゃるので私は納得できない。だから逐次お伺いします

作業員、あれは日々雇用で、そして三月の三十一日か三十一日に解雇をして四月の一日にまた採用をする。それから定期作業員なんかは六ヶ月とか九ヶ月とかそういう年間の雇用で、あとはこれは雇用状態ですよ。そういう間は失業保険で食いつかいで、また新たに採用される。こういうのがやっぱり通算をして、非常勤作業員といえども通算をして退職手当、勤続期間も通算されておる、私はこれは当然だと思う。問題になつておるのは、それをやつぱり月給制にするとか、待遇、待遇改善をしろ、これは国会でもえらい議論になつていますし、それからやつぱりそういう方向に向けての検討はされているんでしょう。にもかかわらず、これはどういうことですか。これはつじつま合いませんか。御答弁を聞いたあとで私はまた質問しきますが、私はつじつま合わないと思います。

○政府委員(高瀬忠雄君) 任期制の隊員が二年または三年で一任期終わって、さらに二任期に継続する、さらに三任期に継続する、いまの制度でなければ一任期ごとに退職手当を支払う。で、今度の改正はその中で二任期を倍にして二任期を一倍半にす

い、そういうような退職時の手当としては姿勢ではないと考えております。

○中村利次君 これは時間もだんだん少なくなつてきまして、私はますます納得できなくなつてしまつたわけですが、しかばなこの法案の前の退職手当制度はどうだつたのかということに、また原点に返るわけです。これは同じ公務員の中にも、たとえば人材確保の法律によつて教職者は一般公務員よりもやつぱり給与も高くなければいけないといつうのでああいう法律ができた。退職手当にしてもあるいは勤務実態にしても、公務員の中にいろいろな職種がありますね、それで違つて、いるわけでも、それがいいとは認して前の法律があつたわけでしょう。そしてなお前向きに今度は改善をしようというのでこういう改正案をお出しになつてきておる。それを比較してまだ決して悪うございませんといふのは、私はこれは納得できる御答弁では失礼ながらないとと思うのですね。私が申し上げておるのは制度の問題でございまして、ですかから、非常勤作業員は日々雇用という形で、年度末になると解雇をされて再雇用をされる、これがず

多くするわけですが、それで普通の退職手当法ですと、さかのぼって上がるというスタイルがござりますが、この場合は、いま申し上げましたように、今後の継続任用を奨励するというたてまえでございますので、それで七月一日以降に採用する者、二任期または三任期に継続任用され採用する者に満額にしよう。それで、それ以後、現に二

これは一般公務員の場合には、先ほど申し上げました問題は一つありますけれども、永年勤続者に対する優遇措置がある。任期制員の場合には、対しては優遇措置がある。任期制員の場合には、違う、退職金の割合も法律になつておるんだといふあれでしたけれども、私はそんなことは決して納得させ得る説明にはならないと思います。それから先ほど申し上げましたように、恩給法の改正

る。こういう制度でございまして、これをかりに四任期まで、一任期が百日、二任期が二百日、三任期が百五十日、それから四任期が七十五日と会度こういうことになりますが、これの平均をいたしました場合に、この退職手当の率は実は平均しますと百三十一日になります。それでこの率は國家公務員の退職手当法の第五条の第一項、この整

つと通算をされておりますよと、退職手当でも何でもですね。それからやっぱり永年勤続者に対してもは退職手当の優遇措置もありますよ。そういうものと比較して、制度上はたしてこれが説明のつくものなのかどうか、退職手当として。私はこれは制度の比較からいたらできませんよというふうなことを指摘していますから、これは議論は好み合わない

○國務大臣(小坂徳三郎君) ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年三月二十六日、一般職の職員である看護婦等の給与について、その俸給月額の改定を内容とする人事院勧告が行なわれました。また、本年四月四日、昭和四十九年度に支給される期末手当を民間給与実態調査に基づいて支給されることとなつておる期末・勤勉手当の一部について、本年度に限り、早期に支払いを行なうことができるよう特別の措置を講ずるものであります。

政府としては、これらの勧告の内容を検討した結果、勧告どおり実施することとし、このたび、一般職の職員の給与に関する法律について、所要の改定を行なおうとするものであります。次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、医療職俸給表(1)の全俸給月額を引き上げることとしたことであります。

第二は、昭和四十九年度に限り、職員に支給する期末手当の額を〇・三ヶ月分増額することとし、その〇・三ヶ月分をこの法律の施行の日に在職する職員に支給することとしたことであります。

以上のほか、附則において、この法律の施行期日、適用日、最高号俸等の切りかえ及び切りかえに伴う所要の措置等について規定しております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あら

んことをお願いいたします。

○委員長(寺本庄作君) 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

○藤原道子君 お伺いいたします。

看護婦給与についての人事院勧告でございますが、看護婦関係団体の要望でもあり、また自民党の要望でございます。この項目も去る三月二十六日付の人事院勧告は無視して、実現されておりません。いかなる事情にせよ、看護婦団体の要望もあり、政府与党の決議を完全実施しないのは、その理由はどういうわけございましょうか。この際、人事院の勧告において要望や決議を実施するに至らなかつた理由を明確にしてほしいと思いま

す。よりましても、勧告の時期を教職員のそれと同時に実行なうこと、上げ幅は二けた以上とすることと在職する一般職の職員に支給することを内容とする人事院勧告が行なわれました。これは、本年の四月四日、昭和四十九年度に支給される期末手当を本年一月にさかのぼつて行なうこと、こういう要望でございます。この項目も去る三月二十六日付の人事院勧告は無視して、実現されておりません。いかなる事情にせよ、看護婦団体の要望でもあり、政府与党の決議を完全実施しないのは、その理由はどういうわけございましょうか。この際、人事院の勧告において要望や決議を実施するに至らなかつた理由を明確にしてほしいと思いま

す。このらのほうは、いまお話し申し上げましたように、昨年の十二月の予算期に初めてそういう実施いたしました際に、看護婦についても引き続き改善をする必要がある旨の指摘があつたわけでございますが、それを受けまして鋭意検討を重ねておりまして、その結論が得られましたので、勧告を申し上げるという段取りになつたわけでございました。その間に各方面の御意向も伺つております。そこで、関係の省庁との相談もいたしておいたわけでございます。で、昨年の十二月、総裁から厚生大臣に、その準備として財源措置を予算に要求していただきて組んでおいていただきたいといふような要請をいたしてござります。その結果、五%程度の改善財源を一応予算に組んでおつていただきたわけでございます。それらを受けて作業を進めてまいりました次第でございます。

そこで、ただいま御指摘になられましたいろいろ御要望がございましたわけですが、まず実施時期の一日から二けたにしますけれども、全般と折衝が行なわれて、その別ワク財源が予算に計上され、昨年の二月一一四月になりましたが、予算が確定しておると、こういうような情勢が一方ございまして、一年前から準備が行なわれておったというような経緯がござります。そしてまた、それがとうらはらに出ました、いわゆる教員の人材確保法案につきましても、一月一日からできますようないふうな、それから三としましても、実施時期は本年一月にさかのぼつて行なうこと、こういう要望でございます。この項目も去る三月二十六日付の人事院勧告は無視して、実現されておりませ

す。

まあその他のところは、八%ないし九%とい

う平均でとどまつたわけでございます。まあそうが、看護婦関係団体の要望でもあります。まあそぞうにいうふうな、それから三としましても、実施時期が接近するにつれまして一五%というような要望も出てまいりましたし、まあいろいろ要望がございましたが、ここはいわゆる調整額を含めまして二けたになるよう努力しましようといふうな話でした。そこで、まあ一番こちらのほうも、まあ全体といたしまして、別に教員と歩調を合わせながらといふ筋から入つたわけございませんわですが、一応一番主流をなします正看の方のいわゆる三等級のところでござりますが、ここはいわゆる調整額を含めまして二けたになるよう努力しましようといふうな話でした。そこで、まあ一番お話をした経緯はござります。そこで、まあ一番お話を申し上げておつたわけでございま

す。まあそれではやむを得ぬがなという感じに

はなつたわけでございます。そういう事情でござ

います。

それから二けたという問題、要するに一〇%台

の勧告をということでございましたわけですが、これがおくれるとしましてもできるだけ三月中に

は出してくださいよという要請が各方面からございましたので、そこだけはおこたえできたよ

うなわけでございますけれども、まあそういう

事でござります。

○藤原道子君 私は、現在の看護婦の実情からい

たしまして、やはり教職員と同じような時期にや

ってほしかった。それと同時に、看護協会の要望も一五%ですね。それから私たち二〇%と言つ

ていたんです。で、看護協会では一五%と言つ

つてほしかった。それと同時に、看護協会の要望も一五%ですね。それから私たち二〇%と言つ

ていたんです。で

ざいましたわけですが、また一方、私どもも、看護婦さんの給与改善を決定いたしました際に、やはり同じ医療職の俸給表の(1)の方々との関係とか、いろいろなことをやはり考えながらきめてまいらなければいかぬ関係上、現段階におきましては、俸給表そのものをやはり改善をするということに限定して申し上げますというと、今回提案申し上げましたところがちょうどバランスがとれておるところではないかというようなことで、こういうふうなことに相なったわけでございます。

それから今後の問題でござりますが、いま一方、何年計画とかあるいは二次というようなことで、一方予算も計上されておりますのですから、たいへんほのかのほうの者を刺激しておるといふことはござりますわけで、そういう意味で看護婦さん方からもういろいろ御要望がござりますわけです。教員の問題は、今後やはり夏の、まず一般勧告が各俸給表を通じまして、これ、相当大幅なもののが勧告せざるを得ないような情勢に相なるだろと思ひます。そういうようなことも経ましたその次の問題として第二次の教員のものはどうするか、これは一応予算には財源的に計上されおりますが、それをどう取り扱うのかといふ問題は全く今後の問題でございまして、いまのところ、まだ成案を持ってないというのが現状でございます。それから看護婦の問題につきましては、今回の勧告の説明文の中に「その他」といたしまして、「看護婦についてその要員の確保を図るために、給与の改善について今後とも努力するほか」と、こういふうにうたつてございますように、そういうような方針を人事院といたしましても持つておるわけでございまして、そういうことで今後ともやはり努力していきたいという考え方を人事院としては持つております。

○藤原道子君 私はこれから看護婦の問題について少し質問していきますけれども、いまの現状をお考えいただきまして、国民の医療が完全に行なわれるのには看護婦の充実ということが絶対必要

だと思うのです。そういう点で、さらに入事院としてはお考えを願いたいということを強く要望いたしておきます。

参議院の社会労働委員会の決議いたしまして、昭和四十四年の六月十日に社労委員会で「看護職員の不足対策に関する決議」が行なわれましたが、この決議事項に対し政府はどのように実現に努力したかということを、まず聞いておきたいんです。そのときの対策に対しての決議といたしましては、(1)として「政府及び関係機関は看護職員の確保のため、その養成機関の拡充整備をはかる」と、(2)は「看護職員の夜間勤務について必要な改善を行なうこと」、(3)といたしましては「看護職員の夜勤についての昭和四十年五月二十四日の「人事院判定の速かな実行をはかること」、(4)として「政府及び関係機関は、看護業務と労働諸条件を考慮し、その改善をはかること」、(5)として「以上のことについては、両三年を目途としてその改善をはかること」と、こういう希望をいたしましたが、「両三年を目途としてその改善をはかること」としては、「兩三年をはかること」としているが、いまだにその実現を達成していないのはどういう理由によるのか、ひとつその点をお聞かせ願いたい。厚生省。

○政府委員(官嶋剛君) 先生御指摘のように、十四年の参議院社労におきまして決議をちょうだいしましてから、私どもあらためて看護婦の需給の改善のためにいろいろな対策を進めようという気持ちで努力をしております。具体的に、たゞいま先生御指摘のいろいろな柱がございますが、二・八の問題、夜勤制の改善の問題、この問題につきましては、四十四年にこの社労の決議がございまして、四十五年度から四十八年度までの四年度計画をもって、当面の復数夜勤の実施割合を高めるという当面の努力目標を持ちまして、そしてその増員につとめたわけでございます。当時国立病院が約三五%程度の複数夜勤の実施状況でございまして、これを四十八年度に五〇%まで持つていくという当面の目標を持つたりいたしまして、それ

から進んだわけでございますが、具体的には四十五年から四十八年の四年計画を途中で四十五年から四十七年度までということで、四十七年度に四十八年度分までの二年度分をやってしまいまして、三カ年度で二・八のこの当面の目標達成のための増員をいたしました。国病、国療合わせまして、當時二・八分といたしまして、四十五、四十六、四十七におきましておおむね二千五百名程度の増員を行なっております。また、二・八には三分野におきましてもそれぞれ名目をつけて看護力の強化をはかるというふうなことをやつてしまいりました。それで実は四十七年度に、当面の目標でありますこの五〇%，あるいは療養所におきまして三五%というふうな目標を持つておったわけでございましたが、一応了しまして、その後、四十八、四十九というこの年度におきましては、実は当面の計画を達成したわけでございますので、今度は内容面から看護婦の看護力の増強をはからうといふうな考え方へ変わつてまいりまして、たとえて四十九年度を申し上げますと、四十九年度は新たに、まあ最近難病関係の患者も多うござりますが、特に手も取りますし、また十分な看護もしなきやならないというふうな名目で看護力を増強するということで、四十九年度におきまして二百十名程度の実は看護力の増強をはかることといたしております。で、まあ、この看護力の需給の関係につきましては、特に二・八問題がやかましくなつたのが四十年代の例で、先生おっしゃいます人事院判定があるわけでございますが、四十一年度からこの四十九年度まで二・八分で増員しました数は、全部で約二千六百名に及んでおります。さうしたのが四十年代の例で、先生おっしゃいます人

生省におきましては、看護婦の需給の逼迫したことの緊急事態にかんがみまして、今後五カ年計画をもつて看護力を強化するというプランを持つております。その中の最も柱になつてしまりますのがこの看護婦の養成力の強化でござりますが、大体私どもの見積もりでは、新聞でも発表されましたように、四十八年四月一日現在約六万人の養成力を持っていますけれども、これをこの五年間で八万人まで持つていく、二万人ふやすというふうな実はみづくろいをしておりまして、四十九年度

にはその五分の一の四千人をふやすということです、そのための努力をし、それを裏打ちする予算がとれると、このように思つております。そういう意味合いにおきまして、これまでテンポにおいて若干にふい面があり、御期待に沿えなかつた面があるかもわかりませんけれども、今後はまた大いに努力をしてまいりたいと、かように存じております。

以上でございます。

○藤原道子君 人事院の二・八の指定に対しまして、いまこれが行なわれているのはわざかですね。結局、一ヶ月に大体十三日以上夜勤しているところが四〇%もあるんですね、病院施設で。十三日以上。それで、いまこちらのほうの調べでは厚生省の関係では日数は九・一日だということになつておりますが、実際を見ますと十三日以上が四〇%もある。そうしてこのごろ看護婦の要求に対しまして、日本看護協会が四十九年一月に女子高校生にアンケートを出した。どういう職業を望んでいるかということをやつておりますが、結局、看護婦といふのはまるでお話にならないですね。非常に少ない。私はこれを見てがつかりしてゐるんでございまますが、なぜ看護婦にならないか。看護婦になつてみたいと思うといふのはたつた九・四%。なりたくないといふのは九〇・六%、看護婦になりたくない。なりたくない理由は、やりがいが、自分に向いていないといふこと、責任が重過ぎて自信がないとか、重労働低賃金、待遇が悪い、それから興味がない、ばかりかしい、こういうふうなことです。それから結婚した場合の育児の関係、これが問題なんですね。なつてみたいという人は九・四%、なりたくないといふのは九・六%。これは高校生です。これを見てほんとうに私はがつかりいたしました。だから待遇を直してほしいと思つんです。

それで、私はこの間も島田療育園とか、あとはびわこ学園とか観察いたしました。座談会もしてまいりました。実際を見ましたけれども、国立病院ですよ、この四〇%上回っているというのは。

一般病院ではそれはひどいんですよ。それで、看護婦はほとんど腰痛になつてゐる。看護婦が足りない、だから身障児を家へ帰す。それで今度は園長はやめましたね、島田療育園の。こういうことには道はないと思うんです。と同時に、昭和二十三年ですか、保助看法ができたのは。あのときから私は、看護婦は一本化でなきやいけない、乙種看護婦なんということは反対だということを主張しているんです。ところが、それが乙種看護婦はやめて、その後に准看護婦ということになつた。看護婦と准看、これをずっと反対して二十何年やつきましたが、やつとこのごろ厚生省では、この問題について看護婦の一本化を考えいらっしゃるようですが、それでも、その実情を聞かしてもらいたい。

それから身障児の施設なんかで、国立、公立、これはまずあんた方考えているが、一般の施設に對して、重要な人たちが世話をなつてゐるんですけど、これに対してはあんた方はどう思うか。ことに看護婦の問題は、これが足りないから大きな問題化しているということをお考えになつてゐるかどうか、その解決はどうしますか。それで、看護婦を一本化するならば看護婦の養成はどういう方法でおやりになるのか。それから養成費用ですか。一括まとめてひとつお伺いしたい。

○政府委員(宮嶋剛君) ただいま先生から幅広く看護婦制度の持つております問題につきまして御指摘があつたわけでございますが、まず第一の看護対策のおくれ、特に二・八の問題についてお述べになつたわけでございます。

看護対策はなかなかむずかしくございまして、需給を改善する、その場合に一体何が柱になりますのか、こう申しますと、一つには、もうだいままで国立病院で約三五%程度の複数夜勤の実施状況でございましたけれども、今日四十八年の十月現在では五六%まで複数夜勤の実施体制ができました。さらにまた四十九年、先ほど申しますように難病関係の定員もつきましたので、それによってまた数%、一・二%実施率は上がるもと期待しております。また、この二のほうに対

うと給与関係の改善が一番明るく、また身近な改善策の一つでございまして、私どもは、昨年の夏場の人事院勧告におきまして、一般が一五・三であるのに対して看護婦は一六・七、准看護婦あるのに対しても、これまた第二次追加勧告といいたしまして、このたびの国病——三年コースの看護婦で八・九%というアップがあるということで、こういうことがどれだけ関係者を喜ばせ、また看護婦に対する魅力をつくる一つの大きい要因にならうかと大いに期待しております。

で、同時にまた、給与の問題もございますが、また実は給与で忘れましたが、四十八年度から、先生御存じのとおり、夜間看護につきまして一回千円という、從来三百五十円でございましたけれども、これまた大幅に上げたというふうな足取りもござります。で、給与関係はそういうことで関係各省あるいは人事院の御協力を得ながら年努力をしておりますことをひとつ御了承願いたいと思います。

また同時に、もう一つの柱といたしまして、看護婦につきましては勤務条件の改善という問題で、やはり夜間看護ということで夜間勤かなければならぬ看護婦さんの特性と、いうのはなかなかきびしい労働条件でございまして、これに対応するためにも、二・八制度はできるだけ普及するということがきわめて大事であることはわかれても痛感しております。そういう意味合いにおきまして、私ども、先ほど申しますようにいろいろ努力をしてまいりました。

で、そういうことで、たとえば四十五年の十月現在で国立病院で約三五%程度の複数夜勤の実施状況でございましたけれども、今日四十八年の十月現在では五六%まで複数夜勤の実施体制ができました。さらにまた四十九年、先ほど申しますように難病関係の定員もつきましたので、それによってまた数%、一・二%実施率は上がるもと期待しております。また、この二のほうに対

して八があるわけでございまして、月間の夜勤回数の問題がございますが、これにつきましては、結果的に一室当たりの看護婦が多ければ多いほどあります。ただ現状は、約千四百校の看護婦の養成申出まして、まさに御指摘のとおり、今後看護婦教育については一本化して、三年コース、高卒三年のコースを原則とするという線を打ち出しております。ただ現状は、約千四百校の看護婦の養成申出がござりますけれども、そのうち約半分、また入

学定員六万と申しますけれども、そのうちの約五割五分がなお准看護教育をいまやつております。片や、いま看護婦の需給関係で、ものすごく逼迫している時代でございますので、私ども、何とかうまく、この准看護教育を正規看護婦の教育施設に切りかえていくということにしたいと思っております。そこにもし摩擦や混乱がござりますと、そこで看護の養成力が一時的にせよ弱りましたらいいへんでござりますので、できるだけ順調にそういう切りかえに持つていただきたいと、こう思いました。ただ残念ながら、いま准看のその養成所を経営しておられる方、その衝にある方につきましていろんな情報を私どもとておりますけれども、四十九年度なら四十九年度の本年度中ににおいて准看から正規の看護婦コースに切りかえたという希望はまだ少のうございます。ただ、本年春の試験を見てみますと、どうもその競争率が弱まつたと申しますか、具体的には志望する方が減つてしままして、計画的にしかも現実を踏んで、特に関係者の意見を聞きながら順調に正規三年コースに切りかえていくことをいたいと思つております。そういうふうに考えております。

なお最後に、先生からお話をございました社会福祉施設の関係で、特に重心の施設とかその他の施設で、大いに看護力の問題から問題を持たれて悩んでおられるということを聞きます。私どもほんとうに申しわけないと思っております。要は、全体的に看護婦対策を広め、そして看護婦の需給を緩和する方向に持つていくことであると思いまします。

○藤原道子君 これは、答弁ではいつもそういうふうに答えるんだけれども、実行しないんだよね。保健師法のときに、やはり看護婦を四対一にするという答弁があった。四人に對して一人だつて三交代制だとたへんなことになる。だからわ

れわれは、やはり二・一くらいにしなきゃ将来にいへんなことになるということを主張いたしました。いま病床の数と看護婦の数では、どうして

も四人に一人しかできないんだと、したがつて、できる限り看護婦の養成を早めまして、なるべく御期待に沿うように努力いたしますというのが答弁だった。二十三年ですね、そうするときようは四九年ね。二十六年間いまなお、病床はうんとあえただれども、看護婦の数はそれほどふえてな

い。相変わらず四対一でしょ。特別の場合が三五に一ですか。こういうふうになつてあるけれども、だんだん医療制度も変わってきておりま

すからね、できない。厚生省はわれわれに答弁しながら看護婦の養成がいつまでたつても進んでない

いと、こういうことで、いまそういう御答弁なさいますけれども、ほんとうにそれができるのかどう

うか、する気があるのかどうか、その点をこの際これが正確なところを聞かせておいてください。

○政府委員(宮嶋剛君) 大体四十八年度末の推定でございますが、一ベッド当たり大体〇・一三三人

人というふうに踏んであります。一ベッド当たり人弱というのが全国の現状でございます。まさに

〇・二三三人。ですから患者四人に對しまして一人弱といふのが全国の現状でございます。まさに

先生御指摘のとおり、なかなか進んでおりません。ただ、それは申しますものの、過去から現在に

にかけて、みんな関係者は努力しております

て、私どもも努力しております、現に二・八関係も四十年の人事院判定もございましたし、その

後政府自体も努力しております、二・八の普及

を中心としてベッド当たりの看護力も強まつていいく、看護裝備力も強まつていくという傾向がある

わけでございまして、私ども、先ほど申しますよ

うに、こういう逼迫したきわめて緊急な事態の中で、今後五年間にこれをもつと強化いたしまし

て、今日約三十七万人の看護婦がおりますけれども、五十三年度には四十九万人といふに持つ

て、いきますれば、大体一ベッド当たりの人員が、

看護力が〇・三三人くらいになります。そうしま

すと、大体ヨーロッパのスウェーデンとか、ある

いはイギリス並みの看護力は確保できるものと、

かよう期待しております、特にその柱になるのは看護婦養成所の施設の強化ということでござ

いまして、先ほど答弁しましたように、その施設の整備に向けて特に重点的に予算を使い、伸ばし

ていくといふ気持ちを持っておるわけでございま

す。

○藤原道子君 それ、できますか。

○政府委員(宮嶋剛君) やりたいと思います。

○藤原道子君 とにかく二十何年おんなじことを質問しているから、いやになっちゃうんです。そ

れ、実行してもらわなければ困ります。

それから人事院から指定されました二・八です

ね。その八日間の夜勤はふえつづあるが、二人の夜勤はどの程度やられています。相変わらず一人

でやつているところがけつこうある。そうする

と、重症患者、私の知つてゐる人が夜ボタンを押

したけれども看護婦は来てくれない。一人夜勤だから、ほかの病室へ行つて、幾ら重症患者が

押しても来てくれなかつたんだという。だから何

が何でも一人夜勤にしたいと思いますが、それに

対してどう思うか。それで人事院では、人事院の

判定が一向実行されていないときには、どういう

態度をとつておいでになるのか、この監督はする

のかしないのか、その点聞かしてください。

○政府委員(宮嶋剛君) 先ほどから申し上げます

ように、国立病院におきまして、約五年ほど前に

は三五%程度であった二人夜勤制、複数夜勤制、逆に言えば六五名が一人夜勤でござりますけれども、それが今日では、四十八年十月現在で五六%

まで二人夜勤制がある。

○藤原道子君 五・六%です。

○藤原道子君 ほんとか。

○政府委員(宮嶋剛君) ほんとうです。あの、な

りました。(笑声)四十九年度におきましてはさら

に難病関係の定員もとれましたので、数値上がる

ものと見ております。ただわれわれ、国立病院、

療養所だけではございませんで、実は公立病院、

公的医療機関の関係も調べておりますが、私ども

のうかがい知るところでは、都道府県立が大体八

九%の複数夜勤制、それから日赤が約八〇、市町

村立が七五%の複数夜勤制をとつていて、かよ

うに聞いております。もつとも、これには条件がつきまして、前提条件があるわけですが、三交代制をとつておりますのが大体ここ

ら付近で九〇%ぐらいでござりますから、九割の八割とか、九割の七割五分になりますけれども、

国病、国療と比べまして、どうもそちのほうが

いい条件でございまして、これでは困るわけでございまして、特に看護力の、看護環境の条件の改

善のために、官主導と申しますか、給与もそう

でございますが、国立がぼやぼやしておりますと

ざいまして、常に看護力の、看護環境の条件の改善

のためには、官主導と申しますか、給与もそう

でございますが、国立がぼやぼやしておりますと

いい条件でございまして、これでは困るわけでございまして、

○藤原道子君 人事院は。

○政府委員(中村博君) 二・八判定、いわゆる二

・八判定といわれております場合の二のほうでござ

りますけれども、この判定におきましては、全

部を一人を二にしろということは言つていいの

でございまして、医学的な、医療的な立場から一

人で許されるところはそれだけつこうです。しか

し、必要なところはその勤務条件の面から一人に

しきと、こういう趣旨合いでござります。先ほど

来て厚生省からお答えのとおり、いろいろ努力なす

つて、ずいぶん一人夜勤率というものは減少いた

わゆる二・八判定というものは実は勧告でございまして、強制力をを持つものではないのでございま

すが、これを受けられまして、厚生省のほうとし

ては十分な御努力をなさつておるものと考えてお

ります。とはいへ、この二・八判定の指向する点

が現在直ちに十全に実現されておるかどうかとい

う点につきましては、先生御指摘のように、まだ努力を要する点があることは率直に認めなければならぬと思います。私どもとしましては、この判定を出しまして、厚生省のほうでは増員その他いろいろ配慮をして努力をしておられるという前提はございますけれども、独自のいろいろな調査をし監査をいたしましてその状況を把握しつつ、厚生省と常に連絡を密にして、なるべく早期に無理のない姿でこの趣旨が実現できるよういろいろお願ひし、あるいは協議をさせていただいている、こういう状況でございます。

○藤原道子君 私は、人事院が今後原因を追求して、看護婦の処遇改善の勧告をやつてほしいということをお願いしておきます。

それから病院、診療所等の労働基準法違反による件数が九〇%以上を上回っているんですね。労働省はきょう呼ぶのを忘れたけれども、九一、三四年%。これらに対してこれを追及したのは三、四年前ですが、その後改善されておりますか。

それから、週休二日制が一般の職場では行なわれているときに、看護婦業務はこれを採用されるのか、どういう方針をおとりになるかを聞かしてほしい。

○政府委員(宮嶋剛君) 前段につきましては労働省所管でござりますし、私どもも、労働条件において、特に民間におきましてどうもよくないといふようなことを聞いておりますけれども、つまびらかでございません。私ども医務行政を通じまして、そういうことのないようになりますが、力をしておられます。

第二の点、週休二日の問題につきましては、人事院が五十年度を目途に週休二日制の実施に入るような、そういうことについての検討を始めておられると聞いております。私ども部内でも検討しておりますが、当面は、やるとすれば隔週週休二日ということになるんじゃないかということとも聞いておりますけれども、そういう条件で考えますと、わがほうの国立病院、療養所に例をとりますと、現在二万四千人の看護婦がおりますけれども

も、わがほうも当然週休二日は隔週とらせるとして、大体看護力の増が千人強要るという理論的計算はしておりますけれども、そういう面での増員問題が二・八問題に加わってさらにあるということを考えております。先生の御質問は、やるのかやらないのかというお話をございますが、週休二日が入れば、もちろん病院業務についてはこれは年じゅう無休でやらなくちゃいかぬわけでござりますけれども、看護婦さんの勤務体制といたしまして週休一日をとることは当然実施をしたいと、このように考えております。

○藤原道子君 五日制にする計画を実行するのはいつごろのつもり……。やらなきやだめよ。

○政府委員(宮嶋剛君) 週休二日につきましては、政府全体の態度がいつきりますか、私どももさだかではございません。まあ、わりかた早いのじやないかといふことも聞いておりまして、そういう心がまえも持っておりますし、いろいろ検討はいたしておりますが、まださだかではございません。

○藤原道子君 厚生省は弱いから、しっかりとやつてちょうだい。

そこで、教育職員の人才確保に関する特別措置法が成立を見たけれども、政府は同様に看護婦の人材確保に関する特別法案を提出しなかつたけれども、これはどういうわけでしょう、政府。

○政府委員(宮嶋剛君) 所管の問題が私どものほうにありますから、便宜私からお答えしますが、人材確保の問題につきましては、教員の人材確保法が通りまして給与勧告もなされ、給与の改善をされるわけでござりますけれども、私ども厚生省方に身を置くものといたしまして、特に病院勤務の看護婦とか、あるいはまた先ほど来先生が、相当苦労しながら働いていらっしゃる職場の一つとしてあげておられます社会福祉施設の大手な職員の方、こういう方はきわめて恵まれない環境の中でお社とかあるいは健康のために身をさげていらっしゃるわけでございますから、こういう方々につ

きましても、まあ人材確保と言うと語弊があるかもわかりませんが、こういう大事な方を確保するという意味におきまして何か制度的な改善ができるればというのが私たちの関係者の気持ちでございます。聞くところによれば、自民党的社会部会におきまして、いろいろその間のことにつきまして御検討をされまして、目下自民党筋の組織の中でいろいろもんいらっしゃるということでございまして、私どもにもいろいろ御下問があり、いろいろ御指示もございますが、おそらくはその線でいろいろ進んでいくものと期待もし、希望もしております。

○藤原道子君 お説のとおり、看護婦、保母等の人材確保に関する特別措置法案というのが自民党でいま検討されていると聞いています。で、保育所と育児休暇もその中に入っていると、そういうふうに聞いておりますが、ぜひこれは実現したいと思うのです。

と同時に、看護婦がやめていくその主たる原因は、保母が足りない、保育所が足りない、それから育児休暇がない。また乳幼児の保育所というのを厚生省はつくったけれども、そこへはいれるのは九ヵ月後の赤ちゃんしかはいれないらしい。ところが産前産後の休暇は六週間ですね。六週間で働かなきゃならないということになると、その赤ちゃんはどうしておくのか、結局、しかたがないから看護婦をやめるこういう傾向が強いのです。で、私は前から主張しておりますけれども、諸外国においては病院に保育所をつくっている。政府はこれを考えてくれない。それで、赤ちゃんと一緒に預けておいて、それで育児時間が二時間くらい与えられているのですね、中國だのソビエトにおいては。だから、看護婦は働きながら、普通の工場で働きながら赤ちゃんの世話をできるから勤務ができる。ところが日本では、病院につくっているのは、労働組合がつくっているのが若干ありますけれども、幾ら言つても政府はこれを考えてくれない。それで、九ヵ月以上のお赤ちゃんでなければ乳幼児保育所が預かってくれないということになれば、やめざるを得ない

い、こうすることになるじゃないですか。この保育所の問題、保母の問題等に対しても厚生省はどういうに考えるか。看護婦が一番大事な仕事を受け持つておりながら、赤ちゃんのために、育児のためにやめざるを得ない、こういう傾向がずっとたくさんあるのだが、それに対してどういう考え方を持つておいでになるかを聞かしてください。

○政府委員(宮嶋剛君) かねて看護婦の勤務いたします勤務環境の改善というものの中で最も関係者が声をそろえて言っておったことが、実はこの院内保育、病院内において保育ができるようにしてくれと、そういう施設をつくってくれといふことでございました。で、私どももその構想を練り、またその実現方にいろいろ努力をしてまいりましたが、先ほど申しますように、おかげさまで、やつと四十九年度からこの院内看護婦の子供のための保育事業を始めるということが緒についたわけでございます。で、特に私ども見ておりましたと、お困りの面は、まあ施設については、わざかたの病院内、少人数の子供さんでござりますから、施設の一画を利用して若干の改造をするということで、まあこれはたいしたことはないのだけれども、お預かりして、今度は保母さんをお雇いすれば、またおやつも出せば、いろいろ金がかかる、費用がかかつて困る、運営費の補助をしてくことと、どうでなければこの制度は進まないという声が圧倒的に強かつたわけでございます。そういうことでござりますので、私ども四十九年度新たな芽と先ほど申しましたが、病院内でこの保育事業をやります場合に、一部施設についての補助も、従来一、三年前からござりますけれども、ちやんなもののですけれども、主体を運営費の補助に置きまして、病院側ないし父兄が三分の一費用を持つ、それから県が三分の一持つ、国が三分の一持つというふうなしかけで、しかもまた一般的には昼間型だけ、あるいはまた昼夜型と両方ございますが、実情を見ますと、そういうものがござりますが、その二つのAタイプ、Bタイプに分けま

して、それぞれ状況に応じて運営費の補助を差し上げるという制度を今度始めたわけでござります。現在、その個所数が年々四、五十ずつふえていくような状況を私は見ておりますけれども、現在約三百数十あつたかと思ひますけれども、この面につきましてはそういうことで今後補助を差し上げ、同時にまた、院内におきます保育所につきまして、わが医務局の看護課におきましては、今後、児童福祉の領域にわたるかもわかりませんが、適正な保育を行なわれるよういろいろ指導をして、りっぱなものにしていきたい、育て上げたいというふうに思つております。また、国立病院、療養所におきましては、現在六十カ所程度の院内保育事業をやつておりますが、これにつきましても、人件費につきまして国が持つ、保母さん一人分を持つというかつこうで、新たにこの国病、国療の院内保育所の助成を始めるというふうになつてしまひました。

なお、御質問の乳児の問題につきましては、児童家庭局の課長から答弁させます。

○説明員(岩佐キクイ君) ただいまお尋ねの乳児の保育所の問題についてでございますが、その前に、現在保育所は非常に足りないんじゃないかといふ御指摘がございましたが、現状を申し上げますと、昭和四十八年度の九月一日現在におきまして、全国で一万六千三百九十一カ所、それから入所の定員は百四十七万五千八百九十九人となつておるところでございます。

それから、いまの乳児の取り扱いにつきましては、御指摘のように、九ヶ月未満の乳児は保育所では預かることができないといふような指導につきましては、私どものほうではいたしておりませんのでございまして、ただ、地方自治体等におきまして、一つの乳児を取り扱うに必要な物的条件、人的条件の整備ができる場合に、そこで九ヵ月以前のものは預からぬといふような線をお出しになつておるのではないかと思うんでございまして、一般的に申し上げますと、乳児につきましては、何と申しましても母親があたたかい一対

の個人間係の中で十分スキンシップだとか、あるいはその他の配慮を行なうながら育てることがあります。最も望ましいわけでござりますけれども、しかしながら、いま御指摘になりましたような看護婦さんが育児時間として与えられるのは六時間で、二時間勤務で、育児勤務というのは六時間で、二時間勤務で、育児勤務というものは六時間で、二時間勤務で、育児勤務として与えられる。こうして子供が育児時間として与えられている。こうして子供を守り、母親を守る、こういうやり方がやられておりますから、元気で働いて、子供もたいへん助かっている。看護婦さんが足りないということでもございますと首の根もすわっておりませんし、また骨格的にも、あるいはその他身体的条件が非常に脆弱でございまして、外的刺激に耐えられないと、いうふうな点がございますので、私どもも、三ヵ月以降の乳児については預かることができるようになつたおところでございます。

○藤原道子君 そこに問題があるんですよ。だから、結局私は、看護婦さんが足りない場合に、それを充足していくにはどうしても病院に保育所をつくるべきだ、夜勤が多いでしょう、そうすると、だんなさんはつとめているでしょう。その人が夜赤ちゃんを見るということになれば、どうしてもだんなのほうからやめろということになるのはあたりまえだと思う。しかも、深夜勤務でございまして、大体十一時か十二時からでしょう。こういう職業についているのだから働きいいような施設をもつと真剣に考えてほしい。

それから、いまの乳児の取り扱いにつきましては、御指摘のように、九ヶ月未満の乳児は保育所では預かることができないといふような指導につきましては、私どものほうではいたしておりませんのでございまして、ただ、地方自治体等におきまして、一つの乳児を取り扱うに必要な物的条件、人的条件の整備ができる場合に、そこで九ヵ月以前のものは預からぬといふような線をお出しになつておるのではないかと思うんでございまして、一般的に申し上げますと、乳児につきましては、何と申しましても母親があたたかい一対

の人は六時間勤めて八時間の給料をもらえるわけですね。妊娠食が出る。それから産後一年間は六時間勤務で、育児勤務というものは六時間で、二時間勤務で、育児勤務として与えられる。こうして子供が育児時間として与えられる。こうして子供を守り、母親を守る、こういうやり方がやられておりますから、元気で働いて、子供もたいへん助かっている。看護婦さんが足りないからやめた人がないわけです。そういうことから諸外国の例を見ています。こういふことは野党は前々から主張しておりますけれども、野党の立場を取らなければなりません。看護婦の問題ことは政府は取り上げないんですね。看護婦の問題だけ、二十三年からやつていて、このころやつとそれが問題化した。野党も国民の代表ですから、国民の立場を主張しているんだから、もう少し政府としても、あるいは与党としても考えていただかなければなりません。看護婦が足りなくて一番困るのはだれですか、病人でございます。こういう点から、私はこの点を強く要望していきたいと思います。時間がなくなつて、たいへん簡単に飛ばしてまいりましたけれども、結局、社会保障長期計画懇談会において看護婦需給五カ年計画が発表されていますが、この計画は国際比較によりわが国の不足が明らかにしておるにすぎない。具体的な諸施策をどのように行なうことにより不足数を増強するのか明確にしていただきたいと思います。同時に、潜在看護婦といふのがずいぶんおりますね。潜看護婦に再び就職してもらうための努力ですね。アメリカでは、ニクソンでしたか、大統領が、あれを通じまして、それで国民に訴えて、再就職のために二週間なり三週間の再教育をしますね。その他、失業保険を出して、手当を出して、子供を預かって、母親が再就職の教育を受けています。そういうふうにしているけれども、日本ではどのようにしているか。潜在看護婦が二十一万三千万いるということですが、私は二千万くらいいると思いますが、潜在看護婦、これらを再び職場で働いてもらおうというようにしなければ、五日制の制度をとるにしても、看護婦が足り

らは六時間勤めて八時間の給料をもらえるわけですね。妊娠食が出る。それから産後一年間は六時間勤務で、育児勤務というものは六時間で、二時間勤務で、育児勤務として与えられる。こうして子供を守り、母親を守る、こういうやり方がやられておりますから、元気で働いて、子供もたいへん助かっている。看護婦さんが足りないからやめた人がいるんだから、こういふ人たちを再教育をして、そうして再び職場に帰つてもらうという方法は看護婦が足りないからやめられた人がいるんだからです。この前の質問で努力いたしておりますという答弁があつたけれども、どのように努力をして、それで潜在看護婦が具体的に職場へ帰つた人がどのくらいあるかなどどのように行なわれておりますか。この前の質問で努力いたしておられますという答弁があつたけれども、どのように努力をして、それで潜在看護婦が具体的に職場へ帰つた人がどのくらいあるかなどということをちょっと伺わせてほしいと思います。この計画をつくりまして、問題はいかに魂を入れるか、いかにこれを具現化するかという問題でございますが、これまで先ほどから申し上げましたように、看護養成力の充実をはかる、その他給与改善をこういふようにやっていく、あるいはまた職場環境の改善としまして、あるいは院内保育所事業をやる、あるいはまた二・八関係も普及する、いろいろなことをやっておりますが、さらにはこういう施策をもつと力強いものにする。もつと現実的に力の強い、メリットのきいた、そういうものにするような努力を今後とも続けることによつてこの計画を達成したいと思います。

○政府委員(宮陽剛君) お答え申し上げます。

まず、前段の看護婦の需給計画、四十九年度から五十三年度までの五カ年計画についてでござりますけれども、私どもヨーロッパ先進諸国との国に負けないよう、看護力を整備するということでの五カ年計画をつくったわけでございまして、先ほど申し上げますように、スウェーデンとか、あるいはイギリスあたりが一ベッド当たり〇・三二とか三三とか、こういう看護力を持つております。この計画をつくりまして、問題はいかに魂を入れるか、いかにこれを具現化するかという問題でございますが、これまで先ほどから申し上げましたように、看護養成力の充実をはかる、その二つが、あれを通じまして、それで国民に訴えて、再就職のために二週間なり三週間の再教育をしますね。その他、失業保険を出して、手当を出して、子供を預かって、母親が再就職の教育を受けています。そういうふうにしているけれども、日本ではどのようにしているか。潜在看護婦が二十一万三千万いるということですが、私は二千万

なお、後段の先生の御質問の潜在看護婦のお話でございますが、これは推定でございますけれども、今日在野の、家にある看護婦の資格を持つたお方の数は約三十万人といわれております。ただ、三十万人の中で約半分は、もう年輩からいつて、とてもじゃないが再就職をお願いするのには無理であろうという方が半分くらいある。また、その中のまた半分、残りの半分がほかにもすでに職業をお持ちになつていて、もう見動きつかぬだろうというふうなことで、結局残りのもの、大体七、八万人にならうかと思ひますけれども、こういう方たちが私どもの潜在看護婦の掘り起こしといた対象になるわけでござります。で、私ども從来とも各県におきまして大いに努力をしながら、アンテナを張り、あるいはまたつかんでくればいろいろその指導、講習をしてあげるということとで、従来講習会の予算等も補助いたしまして、潜在看護婦につきまして、新たにまた再出発ということにつきまして、技能をみがいてもらい、あるいはまた病院についての予備知識を持つてもらつて、安心して再度就職してもらうというふうな努力をしておりましたけれども、さらにそれに加えまして、これも先生御存じかと思ひますが、われわれも努力はいたしております。

ぐということで、先般栄県とも連絡とりまして発足を急ぐことと、金額的にも少ないし、数も少ないとおしかりがあるかもわかりませんが、私どもとにかく看護婦対策につきましては一年一年、一挙にはまいりませんけれども、とにかく芽を出している。特に四十九年度はいろいろな面で芽を出したということをもつて先生の御了承をいただきたいと思うのでござります。

○藤原道子君 私はここに、看護制度の改善に関する報告と看護制度改善検討会、この中にも潜在看護婦のことが書いてありますけれども、時間の関係で——それを必ず実行してほしい。答弁だけで終わるから困るんで、それを実行してもらいたいということを強く要望いたします。

そこで、看護婦さんの引退の理由ですね、それの多くは、子供ができるから、保育所がないから、子供が学校に行くから、夜勤が多いから、いまの職場では体がもたないから、仕事に希望がないというようなことが多いのですね。ここに明らかに出ていて。したがって、私申し上げましたように、子供の問題、育児休暇の問題、こういう点をもう少し考えて、そうして何といいますか、夜勤を、人事院からも言われておりますように、多くて八日間、私たちその前、六日間というのがわれわれの主張であったのですが、人事院から八日間というのが出で、まあ八日間を実行してもらえば、一的にはそれでしかたがないと思つておりますから、もう八年も九年もたつてもそれが実行されましたら、もう八年も九年もたつてもそれが実行されないので、ぜひこれを、過去においても何回となく看護婦の需給計画を行なわれるようお願いしたけれども、それに対して計画は発表されたが、いつも机上のプランで終わっているのですよ。それを今度看護婦不足が解消されるよう真剣に努力をしていただきたいということを強く要求いたしております。

そこで、医療費が結局引き上げられるでしょうね、いろいろな問題で。それらについてはどうう考えを持っておいでになるか。それから自治省

ですね、今回の看護婦給与改善により、さらに地方公務員や一般病院の看護婦への影響、さらにはこれが医療費の再引き上げの見通しについてはどのように考えておいでになるか、厚生省とそれから自治省の方にお伺いしたいのです。

それから看護婦と准看護婦の一元化についてはどのように考えておるか、法改正を実施すべきではないかと思うが、わが党は今国会に保健師法案を提出しようとしておるけれども、とにかくこの非常に問題になっておる医療制度、特に看護婦の問題あるいは医療費の引き上げ等に対しての政府の考え方、これを伺わせていただきたいと思います。

○政府委員(宮崎剛君) 医療費即社会保険診療報酬の問題でございますが、このことにつきましては、保険局でやっておりますけれども、便宜私からお答え申し上げれば、大臣も先般某地で、現在中医協でスライド制の問題をやっておりますけれども、物価もいろいろ高騰しておるし、諸般の情勢もずいぶん急速に動いておりますから、年内に緊急の整備というふうなことも検討させたいとおっしゃっておりましたが、診療報酬についての吟味が急がれております。私どもこの看護婦の処遇改善に伴いまして、もちろん病院の経常経費も増高するわけでございますので、その点につきまして、保険局において十分検討してもらうよう、そういう御吟味方をお願いしておりますし、当然また吟味あるものと考えております。

それからいま一つ、制度の、看護婦制度と准看護制度の一本化の問題につきましては、先ほど来私が答弁しましたように、今後正看三年コースの方に向でいく、准看護婦は今後相当長期にわたると思いますが、転換計画は、そういう方向で粗漏がないように、看護力の需給関係に、そこに大きいまごとに構が起きないよう、溝ができるないように、そういうことを配慮しながら現実的に、しかも慎重にそういう計画をつくり、かつ実行することをこれから考えていいかと思っております。

○説明員(山田守一君) 看護婦を含めまして、地

方公務員の給与は国家公務員の給与と均衡をとりつつ決定するということで指導してまいっております。今回の看護婦につきましての給与改善が行なわれまして、法律が成立いたしました場合においては、地方にも全く同一の水準を確保することを内容とする各公共団体の条例を改正いたしました。必要な措置を講ずるよう指導連絡しておるところでございます。なお、看護婦のうち、その七割は公立病院に勤務しておりますので、その経営の中で行なわれるわけでございますけれども、その場合の財源は、本来的には社会保険診療を主体とする診療収入の確保に待たなければならないわけでありますけれども、その他病院経営の改善を通してしましてその中で措置していく。なお、それによつてまかない切れいものは一般会計から繰り入れて確保する例などもあるようですが、いずれにいたしましても、基本的には国においてとられました措置による改善は地方公共団体においても実施するよう強く指導してまいりますがございます。

くさんあるいておる、これを放置しておくといふことは、私は許されないことじゃないかと、こう思ふんです。あなた方えらい人は、入院すると言えども、どこでも入れてくれる。一般の人はたいへんなんです。こういう点もござりますから、医療制度についてもひとと真剣に考えてほしい。
それから准看と看護婦を一本化するということは、長年の主張ですから早く実現してほしいけれども、やはり准看が普通の看護婦になるための努力が要りますね。そういう点もござりますから、もしかりに試験が受からなくても准看をやめなきやならないというようなことのないよう、その点もひとつ考えてやっていただきたい。
それから看護婦を全部一本化していくためには、看護婦の学校が、養成所が非常に必要だと思う。それらについても、いろいろ骨は折れるでしょうけれども、国民の医療達成のために真剣に考えてほしいと思いますが、それに対してのお答えをいただき、さらに人事院の方にお願いしたいのは、実行されてないときにはやはり注意していたい、やらしていただけるようにしてほしいんですよ。お願ひいたします。

問題に取り組んでいるつもりでございまして、今後ともそういう面で努力をしたいと思います。
なお、東一の問題についていろいろ皆さん方に御迷惑をかけておりますけれども、私ども、本年度に入りまして約六十名弱の看護婦が新たに採用できまして、現在病院で見習い中でございますが、これにつきまして、職場の皆さん方とよく話し合いをして、現在五階あいておりますが、そのうちの四階ぐらいはランプをともしたいと、そういうことでいま必死でございます。私ども実は現場と一緒にになってそのための努力もいまやつております。そういうことでひとつ御了承願いたいと思います。

なお、制度の一本化の問題につきましては、何回も申し上げましたように、私ども慎重にやつていただきたいと思いますが、御指摘の取り残された准看護婦について、将来とも不安がないようにならしたいと思います。もちろん看護教育制度が一本化されましても、准看の看護婦さんがいらしゃる限りは、安堵してその職業ができますように、そういう配慮をすることはもちろんでございますけれども、一本化すれば当然、今日約二十万弱の准看の方が将来正規看護婦の資格をとりたいということで、おそらく進学のこともお考えになると思います。そういうことを考えますと、いまの二年間のいわゆる進学コースだけでいいかどうかが一つの問題でございまして、そのためには看護制度改善検討会では通信教育をこの進学二年コースに取り入れたらどうだろうかと、そういう御提案もあっております。そのほかにもいろいろ論議はあつたようですが、それどころは、当面私どもは、この四十九年度内におきまして通信教育の検討といふものを始めるべく、そのための錢もとりましたし、またそういうことでこれから検討を急ぎたいと思っております。もちろん直ちに通信教育が始まるというわけではありません。これからおそらく、いま千四百ある中の約七百ぐらいが准看の設置でございますから、一気に移ることは困難でございまして、先ほど申しますように長期か

ざりますから、いま一ヵ月あるいは一年で通信教育の問題をきめなくてもいいと思いますけれども、とにかく、しかし方向だけは早く示すように、それでそれによって皆さん方の御安心感を得るよう、そういう努力をしたいと思っております。

○政府委員(中村博君) 先生御発言の御趣旨を体しまして、密接な連絡のもとに引き続き私どもも努力してみたい、かように存じます。

○藤原道子君 たいへんいろいろ御答弁いただきましたけれども、答弁を実施できるようにお願いしたいと思うんです。私も長年看護婦もしてまいりましたので、看護婦問題は特に気にしておりまさら、ひとつ真剣にやつてほしい。

いまの通信教育ですけれども、六年間の実地勤務が終わったら、通信教育をしていて、六年たつたら講習をちょっと受けて試験を受けるというような方法は、この前の私の提案にも申しておりますけれども、そういう方法を考えいただきたいということを強く要望いたしまして、時間が参りましたから、私はこれで終わりたいと思います。

○鈴木力君 関連で、一つだけはつきりしておきたいことがありますので、これは総務長官に伺つたほうがいいと思います。

この法律案の施行の日、全部申し上げなくともおわかりいただけだと思いますから——「施行日から起算して十日を超えない範囲内において人事院規則で定める日に期末手当を支給する」と、こうありますけれども、問題は、施行の日といふのがはつきりしません。大体いつを考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(皆川迪夫君) 法案の御審議中でござりますので、もちろんいろんな前提はあるわけですがございますが、参議院のほうを通過いたしましたら直ちに公布をいたしたいと思っております。現在事務的にいろいろ折衝をいたしておりますが、もしあくまで御通過さしていただければ、あさつても公布をいたしたいと、このような準備を

○鈴木力君 わかりました。
直ちに公表をする、そうすると、これは仮定の話ですけれども、いま伺いましたように、あした法案が成立をすればおそらくもあさってということですね。できればあしたということで努力をしてもらえば、即日公布となればおはつきりするわけですけれども、おそらくもあさってということで確認をしたいと思います。

○政府委員(皆川迪夫君) 実は会期末に迫つておりまして、法律が非常に込んでおりまして、非常な無理を印刷局のほうにお願いをしておるわけでございますが、何とかあさってには公表の手続をとりたいと、こういうことでいま進めておるわけでございます。

○岩動道行君 ただいま藤原委員から看護婦の充足についてきわめて貴重な質疑をなさいましたことを私は高く評価をいたしました。

そこで、私は、まず今回の人事院勧告について必ずしも看護婦の不足を十分に解決することに資するかどうか疑問を持たざるを得ない立場で質問をいたしたいと思います。

まず、総務長官も、人事院勧告に基づいて、この勧告は看護婦の不足問題の解決に資することを主眼としての特別な給与改善だと、こういうことでござりまするが、先ほど來の質疑を通じても、一体ほんとうに確保できるのかどうか、その辺からまずひとつ大臣のお考えを伺いたいと思います。

○國務大臣(小坂徳三郎君) お答え申し上げます。

看護婦の不足の状態ということは、もう一種のいま現在大きな社会問題ではないかと私は認識しております。この看護婦の藤原委員も御指摘になりましたが、潜伏力というものをもつと職場に早く復帰してもらうとか、あるいは現在やつている人たちがやめていかないとか、まああらゆる努力を私は政治の中でもうかることがやはり今後の政治の中でできわめて重要な課題であるという認識を持つ

ております。そうした面から見ますと、今回の給与の改善ということは、その及ぶ範囲があるいは小さいという認識があるかもしれません。しかし、同時にやはりこうした改善が今日提案され御審議をいただいているということ自体に大きな意味があるようと考えまして、まずこれを第一歩とし、さらに先ほど来伺つておりますようないろいろな御議論そのものも早く政治の中で解決をする努力をしていかなければならぬというふうに強く感じておるわけでございます。

○岩動道行君 そこで、今回の措置に対応して、厚生省に伺いますが、いわゆる賃金職員としての看護婦というのがあるわけですが、これは一体いまだれくらいおりますか。

○政府委員(宮嶋剛君) 先生、まことに申しわけございません。現在のやつすぐ調べますが、ちょっと時間をかしていただきたいと思いますけれども。

○岩動道行君 各国立病院には、それぞれかなりの賃金職員の看護婦がおつて、そして正規の看護婦定員の不足を補つていると、こういう実情にあると思うんです。しかもその勤務状態は八時間の常勤とほとんど変わらないといふ実情にあると思いませんが、この点はどうですか。

○政府委員(宮嶋剛君) 先生のおつしやるとおりでございます。

○岩動道行君 そういたしますと、今回の給与改善については、これらの賃金職員としての看護婦に対してはどのような改善が講ぜられているのか。これについては政府側はどういうふうにお取り扱いになるか、それを伺いたいと思います。

○政府委員(宮嶋剛君) 今回の給与改善との関連でござります。

○岩動道行君 もう少し具体的に、たとえば今度千円弱だったものを今度は二千六百円程度の賃金でお雇いするということを考えております。

○岩動道行君 もう少し具体的に、たとえば今度

は、人事院勧告では、一般病院勤務者の場合は、一般看護婦は三等級で一〇・一%、准看護婦、総婦長等を含めた全体で八・九%，こういう改善措置が講じられるんですが、賃金の職員についても同様に予算措置を講じて改善をはかられるかどうか、この点はどうなのか。

○政府委員(宮嶋剛君) ただいまちょっと数字の間違いがございまして、四十八年度看護婦の賃金は単価千八百五十円で、たしか実行は二千百円か二百円だと思いますが、四十九年度単価二千百六十円で予算がついておりまして、これにつきましては二千六、七百円程度の単価でやろうと思っております。まあそういうふうに上げておるんですけどございまして、ただいま先生の御指摘ございましたように、このたびこういう人事院勧告があつて、一般的の給与は上がるけれども、この賃金分につきましては、一応全般的な賃金の状況を見てきめたわけございまして、年度内においてこれを変える予定はいまのところございません。

○岩動道行君 その点はひとつかりと、一般的の看護婦と同じ勤務状態でありますから、非常勤といえども差別待遇にならぬよう、その点の配慮を願いたいと思いまするが、総務長官、いかがですか。

○国務大臣(小坂徳三郎君) これは所管庁で処理する問題でございます。よく所管庁の担当省のはうとも、その点について抜かりないようにひとつやつてもらいたいという希望を私は申し述べておきます。

○岩動道行君 大蔵省はどうですか、主計官。

○説明員(梅澤節男君) おくれて参りまして申しわけございません。

○説明員(梅澤節男君) 先生の御質問の趣旨は、今回、去る三月の幾日でしたか、看護婦の給与改善の予算で編成いたしましたが、賃金の看護婦職員の単価について、お聞きたいと思います。

○岩動道行君 ほのかの職種との関係において今度看護婦の分は特別な措置を講じているわけでしょう。それならば、それと同様である賃金職員である看護婦も同様に私は扱うべきなんで、そういうことをやつておられると、私どもはいかに与党といえども、そういうやり方に対しても納得ができないわけです。もう少し前向きの答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(宮嶋剛君) まあ、きめられた予算でありますし、予算の中での一つのやりくりの問題でございますけれども、先生の御趣旨を体しまして、現時点におきましては、四十九年度以降の問題といたしましては、当初予算の単価どおりで予算を執行していくだくという形になるかと思いますけれども、なお五十年度以降、将来の問題につきましては、現在の賃金の各職種別のランクづけ等につきまして、先生御指摘の線に沿いまして引き続き実態に即した方向で検討をいたしたいと、かのように考えております。

○岩動道行君 五十年度でやつたんじゃおそいでして、四十九年度で四月一日からすでに給与の改善を特別に看護婦さんそのためにはやつてあげるんです。したがつて、それと同様の職種のものは同じように賃金の場合もやつてあげなければいけないので、これは政府が、大蔵省はもちろんのこと、厚生省もある人は人事院も十分な協議を遂げて、そうして同じような待遇をしてあげなければ、私は看護婦の不足の解消の一つの役割りを果たしている賃金職員、これの確保すらむずかしくなつてくる。これじや一体、厚生省、国立病院の看護婦の不足対策として十分だと思いますか。

○政府委員(宮嶋剛君) まあ、賃金職員の看護婦につきまして、一般看護婦と同様の勤務についているだけの配慮をしたいと思っておりますけれども、何さま賃金につきましては、いま申しますように、一般的なほのかの職種の賃金とのバランスもございますので、なお慎重に検討さしてもらいたいと思います。

○岩動道行君 ほのかの職種との関係があるというふうに考えまして、いわば分類をいたしました場合に第四分類ということにいたしましたが、総定員法の中で年次計画で定員削減をやつておるわけでありますが、平均してまあ全体で五%といふことであります。その中において看護婦の定員削減はどのように扱いをしておられるかお聞きしたい。

○政府委員(平井延郎君) 先生御指摘の看護婦につきましては、職種的に見て最も緊要度の高いものというふうに考えまして、いわば分類をいたしましたが、この場合に第四分類といふことで、最低の削減率でございます三年間を通じて一%という削減率を一応積算の根拠として用いております。

○岩動道行君 看護婦の不足というの非常にばく大数になつておつて、その養成機関をつくることにもたいへんであり、あるいは潜在看護婦の

動員のためにナースバンクもつくるいかなければいけないと、そういう中において、私はいかに緊要度を高く見ても、なおかつ定員削減の対象にすること自体がすでに政府の姿勢としておかしくなれば、どうもだめだと思つた。そこで、定員削減の問題について、定員削減の対象から全くはずしてしまふと、増員をやつて一方において定員削減があつて、プラスマイナス、プラスになつていくなどと、こういうような考え方で、実際には増員になつてゐるからいいんだと言ひますけれども、思想的に看護婦の定員を削減をしておいて、一方においてほかのほうから埋めることによって実質的な増員になるからいいんだと、こういう考え方があまりにも技術的なやり方であつて、私は看護婦の定員削減は行なわないと、充足が十分に行なわれるまでは削減の対象にしないと、これはほかの職種にもあり得る問題だと思いますが、特にたゞいまは看護婦の問題についてこの点を行管が十分に反省をしていただかなければいかなふと思ひまするが、政府の見解を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(平井迪郎君) 看護婦等を最重点職種といたしながら、なお一%の削減率を適用いたしました趣旨は、あらためて御説明申し上げるまでもないことでございますが、国立病院、療養所等の立地条件その他の関係からいたしまして、確かに全体としては看護婦について不足状況があることは事実といたしましても、なお療養所等の合理化の余地が全体的に存在するということも事実でございまして、そういう事態を受けまして、このような処理をいたしてまいつたというふうに理解いたしているわけでございます。ただ、五十年度以降の問題といたしまして、全体的にどのような処理をいたしますか、私どもまだ全然方針をきめておりませんので、先生の御趣旨等も念頭に置きながら、こういう問題についての検討を進めてまいりたいと考えております。

○岩動道行君 そこで、いまは閣議決定でそういう申し合わせで削減をいたしておりますから、

これを変えるということは申しませんが、五十年度以降は十分に検討するということありますから、それで了承して、ぜひそのような矛盾はありませんが、厚生省、この点についての説明をしていただきたいと思います。

そこで四十九年度—四十八年度でまずその欠員のできた場合に補充をしたいというそれぞれの病院等があるわけでありまするが、その定員の不足、欠員に対しても新規に採用をする、補充をする、その場合に、これを凍結をしたという事実がありますが、厚生省、この点についての説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(宮嶋剛吾) 実は、ただいま話題になつております定員削減、第二次定員削減のいま三年目に入つてゐるわけでござりまするが、実は看護婦、医療職(3)のこの職員とか、あるいはまた医師、医(1)の職員でございますが、こういう職員につきましても、実は一律の削減がかかつておるわけでござりますけれども、現実の問題として、実際に削減することが困難でございますので、全体の病院、療養所の中におきますこの削減の数になしといたしまして、行(1)あるいは行(2)の職員につきまして定員をカットするということをやつております。実はただいま第二次の定員削減下にありまするわけでございますが、第一次定員削減から数えますと、もう六年間にわたりまして、行(1)、行(2)の定員削減が相当つらい現実になつております。そういう状況でござりますので、結果的に行(1)、行(2)につきまして相当程度の過員がございまして、全体として病院、療養所におきまして過員をかかえているという結果になつて出てまいります。で、そういうことがございまして、実は四十八年度秋になりますて、いろいろ年度内の見込みを立てましたところ、相当の行(1)、行(2)に過員がありますために、全体としまして予算上きまっております人件費のワクその他を考えますときには、とてもじやないがしのげないといふようなこともあります。ございまして、四十八年の暮れから四十九年の二月にかけて、一時期、看護婦さんの採用につ

きましても極力これを押えるという指導をしたいたいがございます。ただ、幸いにして、全体的に定員状況がその後改善されまして、三月以来この措置を解除いたしまして、この四月に入つてきているわけでござります。目下四十九年度年度当初でございまして、まあ増員もございましたし、その中で息をついている、こういう現状でござります。

○岩動道行君 マクロの話とすればそれで通るかもしれませんのですけれども、具体的に個々の病院についてみますると、そういう臨時定員ですか、こういう制度があるわけですね。年間の間に定員削減を行なう、したがつて一次的には、法律でどうとか、各省に割り当てられた定員をこえる、したがつて欠員を補充することが困難である、できないと、こういう凍結のしかたも私は看護婦の場合には非常に問題がある。現場職員、そして病棟においてすでにもう看護婦が足りない。どうやって配置をしていいのかわからない。そのため非常に大きなトラブルが現場で起つていて。そうして、あなたのほうは凍結解除を「一月にしたからもういいんだと、こう言つておられまするけれども、それまでの間に何人も何人もやめていっていい。それを補充できない。そのため看護体制が十分にいかない。そのため、逆に二・八どころか一月に十回も十一回も夜勤をしなければいけない、あるいは一人勤務のところを一人で済まさなければいけないという非常に不完全な看護体制をとらざるを得ない、あるいはベッドをあけておくといふような非能率の病院管理運営をしなければいけないと、こういふことになつてきておるわけです。私はそういうところに対してもっと弾力的に、そしてこの緊急な病院の看護体制と、いうものをやつていかなければいけない。どうしてそういう凍結をして、そして二月ごろに解除したといつても、あるいは私の聞いてるところだと、そういう通達したときにはまあ三月の半ばごろになつてしまふ、あるいはそのあとになつてしまふ。それでそ

これを三月一日にさかのぼって発令してもいいと。さかのぼって発令するというけれども、採れないのですよ。採ってないのですよ。あるいは臨時職員をそうやって本物に直すということもあるかもしない。そこら辺のやり方というものがきわめて机上論、現場を知らないやり方だ。現場の声をもととお聞きにならなければいかぬと思う。そしてこれに対する措置を弾力的におとりにならなければいけないと思うのです。この点について、厚生省どうお考えになりますか。

○政府委員(宮嶋剛君) 私どもも政府部内の一員としまして、この定員削減という一つの対策といふもののワクの中にござりますし、そういうワクの中で定員管理をやっているわけでございます。で、まことに、残念なことに、その定員管理につきまして從来十分でござりますれば、定員をこうしたことそとはなはだしき過負があるという事態もなかつたわけございましょうけれども、年々たまつてきたと、それが相当大きい数字になつてきただといふ異常の事態でございまして、そういう御批判もありましたけれども、私どもとしましてはやっぱり定員管理の筋から申しまして、やはり定員内でやつていくという努力はしなくちやいかぬと、そういうことで、まことに残念ながらこういうことをやつたわけでござります。今後私どもは定員の充足につきましては、さらに努力をすることはもちろんございまして、今日各病院、療養所側から相当懲烈な要請も出ておりまして、私ども今後ともこういう定員削減がないことを望んでいきますし、また定員充足につきましても増員を十分はかるということを努力いたしまして、こういう事態が二度とないように注意したいと思います。

○岩動道行君 大いに反省をしていただきなればならぬわけですが、これはまあ厚生省だけでも、なかなか努力はしてもそのワクを破ることができる。そのワクはやはり行管、そして大蔵省のほうの予算の関係もあると思いますが、それぞ

非常に产科病棟の勤務といふものの特殊性が十分に考慮されていないような定員配置であるというふうに訴えておるわけであります。

いろいろこまかい点は省略いたしますが、こういったようなことで、具体的に現場の声といふものは非常に切実なものがあります。また、われわれが入院をいたしたというような場合を考えてみましても、なかなか思うように手が回つてこない。そうしてたとえばベッドをつくる。これも看護婦の完全看護の中の一つでありますから、シンクを取りかえる、まくらカバーを取りかえる、部屋の掃除をする、テーブルの上もあぐ、こういったようなことまで看護婦の仕事の中に入つてしまっている。どうもホテルのメードみたいな仕事をまで看護婦さんにやらせざるを得ない。こういうところにも実は看護婦とその勤務体制の問題がありはしないか。こういふものはある程度重症患者や何かの部屋あるいは特別な病床は別といたしましても、一般的なものについては外注をするというようなこともひとつ考えなければならぬ。洗たくについても病院内でやつてある。これを何ヵ年計画かで外注に移すという計画もあると聞いておりますが、こういったようなことも、私は病院の定員をできるだけをやさないで、しかも完全看護を行なつてまいるという観点から必要ではないかと、かようと考えるわけであります。が、これらの方について厚生省の所見を伺つておきたいと思います。

○政府委員(宮崎剛君) 先生からお話をございましたまず第一の点で、現場の看護業務に携わる看護婦さんたちがずいぶん苦労しておるというお話をされるあつたわけでございますが、私ども国立病院、療養所のみならず、いすこの病院においても、夜間勤務なんというきびしい条件も持ちなが、へんな労働に従事しておるという実態を見ておりまして、私ども看護行政をあずかる者としまして、ささらにそれ以上に、昼間におましまてもたら、もつと施策の転換をしなくちやいかぬということを痛感します。先生から、特に看護が忙しい、人

手が足りない、いろいろお話をございましたが、多くの場合に見られる現象は、看護婦の定員がある、採るつもりはあるけれども看護の人手がないという実態がある。要するに需給の逼迫の問題が一つあるうかと思いますし、また一つには国公立をとれば定員の問題があるということであろうか

看護婦の需給の問題につきましては、先ほどより、藤原委員との質疑を通じましては、私が申し述べましたように、従来以上に私どもはピッチをあげて看護行政を伸ばすということいろいろ努力をしております。本日ここで御論議いただいておられます給与の改善にいたしましても、かつて例を見ない第二次勧告というふうなことで大幅な給与の改善が行なわれるといふようなことでございまして、これがどれほど看護婦の充足に役立つか、私どもいまから大いに胸をはずませております。

また、看護の勤務条件につきましても、これまで先ほど申し上げましたように、二・八制度についてまして私どもはだんだんこれを普及させると、病棟部門における看護力につきましては、確かに

今後実態を踏まえながら、実情を十分お話ししながら関係当局の御理解を得てなお増員に努力をしたいと思っております。

また看護助手、こういう方の指導援助を受けることがあります。また端的に、病棟勤務の場合におきましては、先生が御指摘のように、できるだけ他の職種に、たとえば行(二)職員をもつてこれに充て、あるいはまたベッドの取りかえとか、こういう他の職種の者をもつて充てることができます分野につきましては、先生が御指摘のように、できるだけ他の職種に、たとえば行(二)職員をもつてこれに充てる、あるいはまた看護助手に相当程度やらせることはやらせるというふうなことで、そういう面では合理化もはかりたいと思います。今後ともそういう方向で努力をしたいと思います。

○政府委員(木田宏君) 御質問の中で新聞の投書についての御指摘がございました。この投書の点につきましてはちょっと事実と違う点がありますので、その点だけ御説明申し上げておきたいと思ひます。

三重の県立医大が国立に移管されましたときには、三百五十九人いた定員が二百七十五人に削減されたというふうに投書に書いてございます。また、七百二十五床のうち百九十四床がそれによつて閉鎖されたかのような記事になつております。これは事実がそうございませんので、三百五十九人というのは三重県立医大のときの看護婦の定員でございましたが、実際におりました実員は三百三人でございまして、国立移管のときにまた実際におりました看護婦の実員は二百八十五人ございました。また、病床数も七百二十五というのはその規定の病床数ございましたが、現実に動いておりましたものは五百五十ばかりでございました。移管によつてこれが減つてしまつたのではない、移管前から事実そういう状態にありました。しかし、私ども移管を受けます際には、七百二十五の病床に対して、二・八に必要な三百十七名という定員は予算上の措置をいたしまして引き取り、実際に実員が少なかつたわけでございますから、その後の増員を移管とともに措置できるようにし

た。また、四十九年度にはさらに三十二名の定員増を手当ていたしまして、病床数は五十二床と回りつて運営できるような措置をしておるわけでござりまするから、国立移管によつて減つたという点でない点だけは御了承を願つておきたいと思ひます。

○岩動道行君 そこで、実はまだ明瞭かにしてまいりたい問題が多いんであります、時間もなくなつてまいりましたので二・八問題について触れておきたいと思います。これは先ほど藤原委員も触れたわけがありますが、たとえば東京周辺の国立病院の例をとつてみると、国立大蔵病院では、一人の平均の夜勤日数が、厚生省の調査によりますと一〇・〇、小児病院が一〇・七、東京第一病院が九・六、第二病院が一一・〇、王子病院が一〇・五ということになつております。

ここで、一つ問題を指摘しておきたいのは、東京国立第一病院が九・六というので、いまあげた中では一番夜勤日数の回数が少ないという数字になつております。ところが、先ほど藤原委員も指摘された第一病院は千二床ですか、千四床ですか、とにかく千床の大病院です。そうして開かれているのはわずかに四百四十六床しか開かれていません。およそ六割近いものは眠つていて、横井さんはああやつて歓迎されてどんどん入っていく。しかし、一般的の市民はその陰に泣いているんですよ。そういうことは私は国立病院の使命から見てもゆるがせにはできない問題だと思う。この点については、私は、先ほど厚生省も十分に反省すると言つて見ついているけど、反省の程度じやきがないのです。本来ならば厚生大臣においでいただいただがたい。いま大蔵大臣は海外出張中ですから、政務次官をお願いした。ところが、遺憾ながらも出てきて、これに対しても十分に予算上の協力ををして見てまいりますというくらいの答弁をいたしました。本当に大蔵大臣においでいただいただがたい。

ら辞表を出してゐる政務次官が一人いるものだかねえ。しかし、それはさておきまして、このようになりますね、東京国立第一病院は九・六という夜勤日数がありますするけれども、それはおよよそ六百近く病床を犠牲にしておいて初めてやられている事実。もしも全ベットを国民のために利用させるならば、おそらく月に二十日も夜勤をしなければいけないといふ結果に逆算すればなつてくるでしょう。この恐るべき実態。これを私は政府としては十分に反省をして、すみやかにその問題を解決していただきがなければいけない。そうして国立の病院がそういうことですが、たとえば同じ国立でも医大の付属病院、これをとつて見ましても、それぞれ数字がばらばらであります。一人当たりの月平均の夜勤日数、回数が東北大学の場合は千五十五床、そして八・八。それから群馬大学は六百四十五床で一〇・〇。東京大学は千四十床で一〇・七。看護婦の数は三百八十八人であります。新潟大学は七百十床で九・〇。岡山大学は八百十九床で二百八十人の定員で一〇・〇。徳島大学は六百五十床で定員二百十八人、八・三というような回数が出ております。こういうような非常なばらつきがありますするし、そのベッドの利用度ということをその陰で考えてみた場合に、これがはたして正当な回数であるかどうか。この点についても私どもは究明をしていきた。時間がないから書きようがやめます。しかし、政府においては、その実態を十分に調査をして、そうして国民の要望にこたえる、あるいは看護婦さんの勤務条件の改善をはかるということに目を向けていただかなければなりません。たとえば私立医大の例もありますが、これはもう省略をいたします。

平均の夜勤回数はA病院においては七・五、B病院においては七・九、C病院においては八・二、D病院においては七・六と、こういう数字が出ております。これも裏を見てみなければわかりませんけれども、一応そういう数字が出ている。これも実態を究明していただきたい。そしてむしろ自治体の病院のほうが看護体制がうまくできている、こういう印象をわれわれは持たざるを得ない。一体、国立病院というものは、医療法によつて、最もその基準を守つて充実をはかつていく模範としての病院でなければならない。にもかかららず、非常にその点においては不十分な面が見受けられるわけです。この点について、厚生省どう考えますか。

なお、先生のお話の中で、国立病院について
は、あれが全部開棟すればたいへんなことになる
じゃないか、夜勤回数はべらぼうにふえるだらう
というお話をございましたけれども、現在私ども
は、東京第一病院につきましては、現在開棟して
おります部門、その病棟部門に対応しました約二
百名の定員を配賦しております。その二百名の
看護力をもつて現在の開棟された病棟を守つてお
ります。で、今後開きました場合には、もちろん
それに対応いたしまして看護力を補つてやる、看
護婦を増員する、その用意はございます。そういう
ことでございますので、その点もひとつ御了解
願いたいと思います。

次に、二・八の実施の問題につきまして先生か
ら御指摘があつたわけでございますが、四十年の
人事院判定につきましては、先ほど人事院当局か
らお答えがございましたように、実は必要な部門
については二人夜勤をやれ、そうでないところは
一人夜勤だと、こういう端的に言えばお答えでござ
ざいまして、二人夜勤をどの分野に、いかなる基
準で、どういう算定で二・八を実施せよと、そう
いう明確な基準は実はないわけでござります。私
ども国立病院、国立療養所をかかえ、いわば全国
の病院のモデルとしての運営をやりたいわけでござ
りますので、この二・八問題につきましても、
理論的にどの分野にどういうふうに看護力を強化
すべきであるのか、どの分野に複数夜勤を取り入
れるべきであるのか、そういうことについてはか
ねて検討をしておりますけれども、今日の段階で
はまだ結論を得ておりません。それは申しますも
のの、現状、各病棟を見ますと、それぞれいろん
なニアーアンスの差はござりますけれども、特に苦
しい部門につきましては重点的に二人夜勤制を取り上げていくということで、これまた先ほど来何
度も繰り返し答弁をしておりますように、年々こ
の二・八要員の確保に關係当局の御協力も得まし
て努力をしてまいっております。今後ともそういう
う面で理論的な究明も行ないつつ、理論的な結論
を得られない場合でも、個々の病棟の実態に応じ

まして、看護力が増強できますように努力をしてまいりたいと思います。

先ほど先生の具体的例の中、あるいは産科、あるいは小児科、いろいろの例がございましたけれども、私ども現段階におきましては、各診療科別の病棟の状況というものをもとと具体的にせんさくいたしまして、吟味をいたしまして、そういうところから具体的なニードを引き出し、その結論をもつて関係当局と話しながらお増員につめていく、こういうふうなことをやりたいと思っております。

それからまた自治体病院の関係で、自治体病院はきわめていいんだというお話をございましたが、自治体病院のこの看護の状況を見ますと、システムとしまして三交代制をとっているのが、自治体病院ないし他の公的医療機関させた全体でございますが、約九割ございまして、九割が三交代制をとっている。その九割とつておりましてで、その中の七五%が現在二・八、二人夜勤を実施しておりますというふうに聞いております。なお、月間夜勤回数はおおむね九・三回と承知しておりますが、そういう状況にござります。それと比べまして、国立のほうがまだ悪いじゃないかといふ御指摘があるかもわかりませんが、先ほど来申し上げますような実態についての理論的究明、ないしは実態を踏まえての現実的な処理といたしまして、なお現実を踏まえて増員をし、整備をするように努力をしたいと思います。

○岩動道行君 この人事院の回答は昭和四十五年五月になされたんですね。もうそれから九年がたっている。そういう中において、医療の困難さ、複雑さ、そうしてまた看護婦さん自体のもの考え方、いろいろ私は大きな変化がきてるだろとう思います。そういう中において、九年前のものをいまに金科玉条のように考えて、必ずしも一・八、全部にやれということは人事院は言っていないんだからと、こういったようなことで、私はいまの問題を逃げるといいますか、見のがしていくわけにはまいらないと思います。私は、この際人事

院も、この問題について再度新しい医療の実態病院の実態 そういうことから再検討をしていただきたいと、こうすることをまず——答弁は要りません。要望しておきます、時間もありませんから。

それから東一の問題について、こだわるよううであります。病床を使っていないという、国費がかかる例であります。病床を使つていいという、大蔵省も十分に協力をして、せつかく巨大な費用を投入してつくった病院なんです。ほかの病院はむしろほとんど満床に近いような状態で運営もあるとして経営管理もうまくいっている。多少の黒字になつているかもしれない。東一はそういう犠牲のもとににおいて安穏としているというような声がふしだてきたとすればゆるしい問題だと思う。私は、東一自体も十分にその表情を反省して、国会として、お互いが、何があそこばかりいじやうとやつてあるんだというようなことにならないように、ひとつ十分な配慮、反省が必要だと思います。これは厚生省だけの責任ぢやないと思う。大蔵省も行管も相ともに政府全体としてこの問題を取り組んでいただきなければならないと思います。答弁要りません。大臣が来ていないから、もう要望だけしておきます。いずれまた別の機会で、こういう問題は論議をいたしたいと思いますが、まあ総務長官は十分におわかりだと思いますので、お聞き取りをいただきたいと思います。

そういうことで、私は、看護婦の定員の充足問題は非常に重大な国の医療行政、そして国民の健康を保持し、あるいは社会復帰への重大な役割を果たしている。そういう意味において看護婦の問題はゆるがせにできない。まあそういうことを私どもは、看護婦に対するあるいは保母を含めまして——教員の人材確保の法律を成立させたわけであります。それにならつて看護婦、保母等の人材確保に関する法案というものをいろいろ

検討いたしております。先ほど藤原委員の質問に對して政府側はいさかおかしい答弁をされたんで、あれはひとつ引つ込めていただきたい。党では、真剣にわが党は検討しているんであって、前向きにこれを成立させるために検討しているんだから、ただごちやごちやしているというんじゃないんです。政府当局とも十分に話し合いをしながら、何とかして看護婦の充足をはかり、国民の健康を保持し、また看護婦自身の勤務体制の改善をはかっていくという考え方で、この法案をできるだけ早く実現をさせたいということで検討している。ただ、給与の問題はこれだけで解決するというわけじゃないんです。その他にも同様な職種が出てくる。一波は万波を呼ぶという問題であります。したがつて、われわれは慎重に考えなければいけない。しかし、また慎重に考えて三年も五年もたつということは許されないと思う。そういう意味において、政府にこれをまかしておいたんじゃ、なかなかそういったようなことがうまくいかない。そこで、議員立法すら辞さないというような気持ちで、われわれ政府与党的立場から、この問題を前向きにいま慎重にかつ真剣に早急に実現をはかるための検討をしているんであります。そういうことで、自民党の中でいろいろ議論はあります。ですが、しかし、これはうしろ向きの議論ではないんで、この点厚生省は十分に認識をしていただきたい。

○委員長(寺本広作君) 委員長から申し上げます。

先ほど厚生省の答弁で、自民党内でもんんでいるようであるが、という発言がございまして、いまその発言について岩動君から言及されました。何か発言があれば……。

○政府委員(宮嶋剛君) ちょっとと私、私も答えました中で、もめているというようなことは言つた覚えはございませんで、速記録を……。

○委員長(寺本広作君) もんでいると……。

○政府委員(宮嶋剛君) それは私の使ひなれた方言かもわかりませんが、要するに、検討をされているという意味で申し上げたことでございますので、そのようにひとつ御理解願いたいと思ひます。

○委員長(寺本広作君) それじゃ、検討されておると訂正されますか。

○政府委員(宮嶋剛君) はい。そういうつもりでござります。

○委員長(寺本広作君) 速記をとめてください。
〔速記中止〕

○委員長(寺本広作君) 速記を起ししてください。

○吉崎正義君 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由で、先ほど総務長官から御説明がございましたその中のしまいのほうに、「政府としては、これらの勧告の内容を検討した結果、勧告どおり実施することとし、このたび、一般職の職員の給与に関する法律について、所要の改正を行なおうとするものであります。」と、このように言われている点がありますが、私はこの字句をとらえて申し上げるわけぢやございませんけれども、今までお二人の委員の方々の質問等を通して、看護婦に対する今日までのあり方というものがまことに切実であったかと

いうこと、そういうようなことと、また医療行政全般の問題等を踏まえられてお考えになつて、この「検討」という中に入つていていたのか。医療行政の場当たり的な姿というのが、全国九十一カ所にある国立病院で、看護婦の不足のために病棟閉鎖までしているという事態に追い込まれているというそういうこと等を踏まえられて、そして今日の狂乱物価あるいは悪性インフレ等の国民生活を圧迫されている中で、行く先どうして生活を、物価高騰に対してもどんなにして処置していくか、というような不安の中での検討を十分にされたかどうか。また、これを提案をされた以上、看護婦対策に対しては今後二度と……、この法律の給与改正等が出るときには、万全の処置ができる上で、やっていけるような自信の上でこの内容を検討されたのかどうなのか。この点について、まず國務大臣にお伺いいたします。

○國務大臣（小坂徳三郎君） 私は、現在の医療行政等につきましては、もちろん一人の国民といたしましても、また政治家といたしましても、いろいろな面でおなじ改善を要する面が多くあるということは私自身考えておるところでございます。先ほど来御指摘にありました、特に医療行政の根本をなすところの看護婦さんの問題につきましては、非常に私はここで拝聴いたしておりますので有益な御議論であったと敬意を表するわけです。もちろんこうした問題は厚生省その他で十分踏まえて検討してもらつていると聞いております。われわれは、この十分検討したということの中に、そうした現在までのいろいろなやり方に対する反省を含めまして、厚生省は厚生省なりにこの問題を十分取り上げてもらつていると聞いております。また同時に、具体的な問題といたしまして、看護婦の給与の改善、これだけではとても足りぬんじゃないかという議論ももちろんござります。しかし、一舉にこれを改善することは他へ及ぼす影響も大きいわけでございます。そうした点から見て、人事院の勧告というものは、まあこの時点においては十分了解できるものだということを考え

て、これを開議で了解し国会に御提出をしたわけでございます。しかし、これだけで問題がすべて終わっているわけではありません。本日のような有益なしかも現場に即した御議論を賜わることは、私一人が伺つておつて國務大臣他に出ておりませんが、こうしたような問題は、よく担当の大臣にも伝え、きわめて重要な問題として、今後は十分問題の核心を把握して進むということを閣内においても主張いたしてまいりうと考えております。

○宮崎正義君 そこで、宮嶋医務局次長さんにお伺いいたしますが、先ほど私の申しました中に、全国九十一ヵ所ですか、国立病院、その中に病棟を閉鎖しているという事態が、この九十一ヵ所の実態といふものを御承知でございましょうか。もちろん宮嶋さんはこのことについては大のベテランでございますので、先ほどお二人の委員の方の御答弁にもいろいろ確信のある答弁をなさつておられたようではあります、この点についてどう掌握をされておられるか伺つておきたいと思います。

○政府委員(宮嶋剛君) 国立病院、全国でがんセ

ンターを含めまして九十四病院でございます。な

お、一般的に国立の病院という意味では国立療養所がございまして、これがらい療養所十三ヵ所を

除きました百四十八ヵ所ございます。それで九

四国立病院の中で現在看護婦の不足で病棟を閉鎖しておりますところは、先ほど来まことに私ども

も残念に思つておりますし、申しわけないと思つておりますが、東京第一病院の看護単位十三単位と、それからいま一ヵ所ござります、二病院でございます。それから療養所のほうでは、私どもが把握しております限り、百四十八療養所の中で五

療養所が部分的に看護婦の人手難のため病棟が閉鎖されている、こういう実態でございます。

○宮崎正義君 これは即重大なことなんですね。

国民生活を守つていくための医療行政というもの

の欠陥を明らかにこれは物語つているわけであり

ます。それで特に関東、東海、近畿地方にこれは

慢性的に看護婦が不足状態になつてゐるというこ

とで、この点の状態を、特に関東、東海、近畿地

方の実態といふものを明らかにしていただきたい

と思ひます。

○政府委員(宮嶋剛君) 看護婦不足の状況から、

ただいま先生がおっしゃいましたように、いろい

ろその不足をしているところがあるわけでござい

ますが、全体的に看護の需給のバランス状況を見

てみると、ブロック別にかなりの差がございま

して、北海道、東北、それに中国、四国、九州に

つきましては、ある程度需給バランスがとれてお

るということは言えるかと思ひますけれども、東

京周辺の関東地区及び東海、北陸地区、それに近

畿地区につきましては一般に看護力を得ることが

困難な様子にござります。先ほど私、国立病院、

療養所のことのみ申し上げましたけれども、国立

病院、療養所につきましても、実は先ほど申しま

した国立病院二ヵ所及び療養所五ヵ所と申しまし

たけれども、実は関東地区に三ヵ所、それから近

畿、東海地区に四ヵ所実はこの看護婦不足に基

づく欠員状況がございまして、いま申しましたブ

ロック別の需給の状況を如実に物語つてあるかと

思ひます。

○宮崎正義君 これは言うならば人口密度の非常

に高いところ、そういうことになるわけです。そ

ういうところで、いま御答弁のあつたその閉鎖状

態になつてゐるということ、これはまさにゆゆ

しき問題であろう。こういう点を踏まえて先ほど

第一病院のお話がございましたけれども、これは

全くひどいのですね。まことにひどいもので

す。あれは厚生省の総工費が四十七億で四十二年

に着工して、それで昨年の夏には患者の給食のま

かないをやつてゐる棟のところまで完成をして、

そうして先ほど御答弁にありましたように、言う

ならば東京の病院のセンターといわれるくらいの

中において、そうして残念ながら五階が灯が消え

ているというようなお話をされども、実際問題

として、私の調べたところによりますと、病棟の

使用されているところというのは十六階、九階、

なかのほう、こうしたことでもえてまいります。

○宮崎正義君 これは即重大なことなんですね。

国民生活を守つていくための医療行政というもの

の欠陥を明らかにこれは物語つているわけであり

ます。それで特に関東、東海、近畿地方にこれは

慢性的に看護婦が不足状態になつてゐるというこ

とで、この点の状態を、特に関東、東海、近畿地

方の実態といふものを明らかにしていただきたい

と思ひます。

○政府委員(宮嶋剛君) 看護婦不足の状況から、

ただいま先生がおっしゃいましたように、いろい

ろその不足をしているところがあるわけでござい

ますが、全体的に看護の需給のバランス状況を見

てみると、ブロック別にかなりの差がございま

して、それが南北の連絡、それにによる看護婦さんの区域

を越えた再就職といふことも促進したいと思つて

おります。

なお、国立病院、療養所につきましては、私ど

もその現場のほうのネットを持っておりますが、

若いうちは都会にいるけれども、三、四年つとめ

特に地方医務局といふものがございまして、全国

りになるというふうな一つの流れ、傾向がござい

まして、そういうことも影響しておるかと思いま

す。私どもは全般的な看護対策につきまして、全

力をぶるつてその前進をはかることはもちろんで

ござりますけれども、同時にまた、具体的に東京

第一病院の職場環境につきまして、もつと看護婦

さんたちが楽しく働ける、気持ちよく働けるよ

うなそういう職場環境といふものもつくつていかな

ければならないということで、東一の施設面その

他につきまして私どもも極力その整備改善につと

める、内容の改善につとめるということもやって

おります。

○宮崎正義君 御答弁によりますと、都会のほう

にという、中央での病院に働きたい看護婦といふ

ものを、希望地をあつせんする、何といいます

か、職安事務を始めたというふうに聞いてるん

ですが、これはどうなんですか。

○政府委員(宮嶋剛君) 先ほど申し上げました四

月末で退職をされているか、この数なんかも掌握

しておられますか。

○政府委員(宮嶋剛君) 先生のほうがよく御存じ

でございますが、そのとおりでござります。実は

も、昨年は六十人を採用した、その半分の人がも

う退職してしまつて。今年度は約七十人くら

い補充も入れて採用して、実際問題はどれだけ三

月末で退職をされているか、この数なんかも掌握

しておられますか。

○政府委員(宮嶋剛君) 先生のほうがよく御存じ

でございますが、そのとおりでござります。実は

この国立病院医療センター東につきまして、何

で東一が人手を得にくいか、いろいろ考えてお

りますけれども、一般的に申しますと、看護の職

場についての魅力がまだ薄い、看護婦対策を先ほ

ど来いろいろの議論がございませんけれども、また

いろいろ前進はしておりますけれども、もっとも

つとよくしなければならないといふ一般的な全体

的な話もござりますけれども、やはりや話をも

う少し具体的に詰めてまいりますと、どうも最近

看護婦さんにつきましては、一般的な労働市場で見

られますようにヒートン現象がございまして、昔

は都會の病院の勤務を好むといふことがあります

けれども、それから都在看護婦のほうの希望といふ

のを組び合わせて、地域地域で需給の改善につと

めることがあるわけでござりますから、一義的には各

県でもつくりますので、県内における病院側の需

給と、それから都在看護婦のほうの希望といふ

のを組み合わせて、地域地域で需給の改善につと

めることがあるわけでござりますけれども、全体的にこの十二のナースバンクのネット

といふものは十分組み合まして、全国的に需給の状

況に差があることは先ほど申し上げましたよう

なりますけれども、その間のいわゆる区域を

超越した相互の連絡、それによる看護婦さんの区域

を越えた再就職といふことも促進したいと思って

おります。

なお、国立病院、療養所につきましては、私ど

もその現場のほうのネットを持っておりますが、

若いうちは都會にいるけれども、三、四年つとめ

特に地方医務局といふものがございまして、全国

りになるというふうな一つの流れ、傾向がござい

まして、そういうことも影響しておるかと思いま

す。私どもは全般的な看護対策につきまして、全

力をぶるつてその前進をはかることはもちろんで

ござりますけれども、同時にまた、具体的に東京

第一病院の職場環境につきまして、もつと看護婦

さんたちが楽しく働ける、気持ちよく働けるよ

うなそういう職場環境といふものもつくりつてかな

ければならないということで、東一の施設面その

他につきまして私どもも極力その整備改善につと

める、内容の改善につとめるということもやつて

おります。

八プロックに国立病院、療養所の管理関係の元締めである私ども出先を持つておりますが、ここにおきましても、この東一問題については十分関心を持っておりまして、お互に情報を交換する、お互に人手を要するにいなかのほうからつちに持ってくるよう説得もしてもらうし、そういう情報もいただくというふうなこともやつております。

○政府委員(宮崎剛君) やつてこられた実績。

○宮崎正義君 いままででもやっていたということを聞いているんですがね。それは事業費の予算の面からいえば四十九年度ということになつていいんですけれどもね。

（政府主導） 従来はほとんどやめておりません。で、従来やつておりましたのは、潜在看護婦の方で病院勤務を希望する方があれば、県の主管課のほうに御連絡いただきまして、そういう

う方を集めて講習会をやる。再就職のためには、長い間離れておった看護婦さんですから、だいぶ医療の質も変わり、それから量的にもだいぶ忙しくなっておりますし、職場環境も変わっておりますから、そういうことについての事前の知識を持たせ、安心して働けるようになんかお手伝いをさせていただきます。ナースバンクについてはまだ作業を進めておりません。

○官崎正義君 先ほど藤原委員からも、患者四人に對して看護婦一人というふうな質問がありましたときには答弁ございましたね、四対一弱というふうなお話でござりますが、これは看護基準の「看護、給食及び寝具設備の基準」、これに基づいて

○政府委員(宮崎剛君) 看護婦とか、それからド
ていることでしょうか。

クターーとか、こういう方を標準的に何人置くかにつきましては、医療法の中に医療に携わる病院勤務医の数を規定する条文がござります。

務の医師 根本いはまたこういう看護婦についての標準といふものがございまして、看護婦につきましては四ベッドに一人置くことを原則とするなどいうかつこうで、実はびしりとそうでなければならぬといふかつこうできめたわけではございませんで、原理、原則として患者四人に対して一人は置こうじやないか、置くようになつとめましょくということを設けております。

○宮崎正義君 法律のあれを言ってください、医

療法の……。

日の時点に適用しているか、適用されてないのかとハナシなんです。その一点だけ聞きました。そ

○政府委員(宮嶋剛君) そういう先生のような御法
律であるならば、法律でその基準がきめられてあ
るならば、この際これは考えなきやならないんじ
ゃないかということを言いたいわけなんですね。

指摘も、実は去年十月に出ました看護制度改善検

討論会の御意見の中にも、もう今日の段階では医療

法の単純なその四対一の原則というものではないし、個々の病棟の実態を忘じて、病棟にも診療科

個人の病棟の実態は、病棟内に医療機関の差もござりますし、あるいはまた入っている重

患、あるいはまた軽い病気の人が入っているかどうか

うか、あるいはまた年輩の方が入っている、ある

いは若い人が入っている、いろいろな状況に応じて、もつと具体的な実態を擇する性質のう

基準をつくつたらどうかといふ御提言がございま

卷之三

で、現実、先ほど来話がござりますように、一

人夜勤制に過ぎましても、一人夜勤というのは患者二・三時まで一人で引き合はれて、そういう

者二、五人に如いて一人でございまして、おもしろい
う厚い看護をする場合も相当ふえてまいりまし

て、たとえば産科の病棟とか、小児科の病棟と

か、あるいはガンをやりますがんセンターとか、

こういうところはすでに一・五対一でやつており

ますし、そういう実態もだんだんできてしまります。今後改善検討を加えていきたいと思いますが、たゞ看護制度改善検討会の御意見のように、実態に応じてとおっしゃつても、なかなかその実態はいろいろ複雑でございまして、この理論的な分類、それにに基づく新基準というのを言うべくしてなかなか困難だ。おそらく相当時間もかかり、その解明にはいろいろな困難があると、こういう気持ちであります。

○宮崎正義君 大体病棟または病院は、いま御答弁にありましたようないろいろな状態によって考えなければならないと、それはわかります。わからりますがゆえに、またそこが盲点になるんだと思うのです、逃げの盲点になるんだろうと思うのです。逆に言えばそういうことにもなるわけです。したがつて、やはりこれは早急にきめていかなければならぬ。施行規則の第十九条ですか、ここにもございます。「看護、給食及び寝具設備の基準」という法律も出ておりますが、これにもやはりそういう内容が出ております。

そういう点等をあわして見ましても、この「当該病棟の入院患者」云々ということ、これはいま御答弁になつた状態だと思います、私も。いずれにしましても、この法律の解釈のしかたというもののをあいまいにさせるような字句というものは、やはりはつきりしていかなければいけないのじやないかということを私は申し上げたいわけなんですね。これは御検討を願えればいいと思いますが、いかがですか。

○政府委員(宮嶋剛君) 現在社会保険点数でも特類、一類、二類、それから三類というふうに段階別にございまして、特類は御案内とのおり三対一、一類は四対一、二類は五対一、それから三類は六対一といふふうなのが実態で、これは社会保険の診療報酬の支払いがござりますから、実態的に実態に応じてお金を払うということになつておるわけでござりますが、そこで一般的に認められてくる基準看護の一般のほうでは六対一ということです。

いざしまして、まだそういう実態が一般であるとしてござります。

片や看護婦の需給につきましては、先ほど来お話をございますように、なかなか情勢は悪いわけでもございまして、一挙に全体的にこの看護力の方でございまして、具体的には患者対比の看護婦さんのあり方、具体的には患者対比の看護婦さんのあり方につきまして改善することは困難でござりますけれども、今後の方向といたしまして、病院の態様、病棟の態様、あるいはまたそこに入っている患者の態様に応じてモデルにあるべき姿を示すところにつきまして改善することは困難でござりますけれども、今後の方向といたしまして、病院の態様、病棟の態様、あるいはまたそこに入っている患者の態様に応じてモルタルに見るべき姿を示すところにつきまして改善することは困難でござります。

○宮崎正義君 先ほど岩動委員に対する御答弁の中に、守備範囲をつくつて、いつよくやつていて、看護婦のあり方として、そういう面から、現在閉棟阻止というふうな運動をされているというふう、第一病院ですね、ということを聞いておりましたが、そういう面から勘案しまして、先ほどの使用者が五十名あるという答弁がございましたね。五十名採用したという御答弁がありましたね、第一病院では。その第一病院の五十名採用した人、それが現在どういうふうな配属になつておるか、実態は御存じでござりますか。

○政府委員(宮嶋剛君) 現在正確には五十四名の看護婦が新たに得られたわけでござりますけれども、これにつきましてはまだ現実病棟勤務になつておりませんで、病院内の事情に通ずる、あるいはまた一般の勉強をするということで現在実務の見習いをやらしております。今後どういうふうに配分するかにつきましては、病院の中における管理者と、それからまた具体的には労働組合からいろんな意向が出ておりますが、その話し合いにまとめてきめたいと思っております。

○宮崎正義君 私の聞くところによりますと、グループに分けて、そして一週間ごとに各科のところへ回つて研修をしている。その人たちも配属されてきた、その配属の場所がいつときも早く知りあわせたいんだと、また受け入れの側では、この人に

いろんなことを、技術的なことを、これから将来の行き方というものを一生懸命に教えても、これは来ないんだということになると、受け入れられると思うんです。確かにいまお話をありましたように、なれさせるということは必要かもわかりませんが、たぶんぐるぐるぐる順番に各科のところをグレープごとに分かれて研修が行なわれているということになると、もう採用された側のほうも不安な状態で、ぐるぐるぐるぐる順番に各科のところをグレープごとに分かれて研修が行なわれているということになると、うに、なれさせるということは必要かもわかります。せんけれども、いまこの患者が病室がない。都立病院なんか病室がありません。この間も私はあると思うんです。確かにいまお話をありましたように、なれさせるということは必要かもわかります。い。というと、先ほどの質問にもありましたように、第一病院はがらがらにあいているというふうな形態で、御答弁がありましたが、配属をきめて実務をちゃんとそこにつけていくことによって実際上はそこにならざるのがほんとうじゃないですか。という答弁がありますけれども、配属をきめて実務をちゃんとそこにつけていくことによって実際上はそこにならざるのがほんとうじゃないですか。それは行政のやり方といふのはいろいろあるあります。ありますけれども、私の考えなんかはそうです。また、受け入れる側としてもそういう考え方私が強いんじやないかと思うんですけどね、この点どうなんですか。

となる。申し上げることもあります。給与などある問題でこの看護婦の人たちを永住させていたい、ということではなくて、精神的な面も大きな問題があります。もちろん言うまでもありません。専門の技術を体得して、そうしてその看護婦になつたという、最初は誇りを持つて各病院なり配属されるところに希望を持ち、そして使命感を持つて臨むわけですが、それが何となくあつち回りこつち回りしている、それから先ほどお話をありましたように雑役、これをさせられるので、いつの間にか最初の希望あるいはその使命感というのがぼんやりしてしまって、マンネリ化してきて今日の形態というものがつくられたのだということを私は考えるわけです。

そういう面から考えてみまして、特に第一病院の問題を先ほど宮鷗次長のほうからも御発言なさつたから、私もこの第一病院を取り上げているわけでありますから、そういう面から、最初のときから、この精神面上からせつからく希望と使命感を持って入られたその人たちを従来のマンネリ化した形態で置いておくといふようなことはまたことないかねと思うのです。むしろいつときも早く資材適所にその配属をつけるということが、その人たちにはんとうの希望を与える使命感を与えるということになると思うのです。また、そのほか基本的ないろんな問題があるでありますしうが、今日の受け入れの姿というものは私はいかぬじやないかと思うんですがね、どうなんですか。

○政府委員(宮鷗剛君) 東京第一病院その他の開棟が、看護婦を得られなくて開棟できないといふ状況はまことに残念なことであり申しわけないことだと思います。要は、先ほど来申し上げますように、看護婦全体に対する対策を進めます一方、個々の病院におけるこの看護婦の職場環境といふものをできるだけよくするという努力、さらにはまた看護婦さんをできるだけ獲得する、人手を求めるという面での努力ということにつきましては今後私ども大いにがんばりたいと思いますし、特に東京第一病院につきましては一日も早く解決いく

たしまして、この五十数名の看護婦が一日も早く職場につくことができるよう努力をしたいと思ひます。

○宮崎正義君 特にこの際、資料でもけつこうですが、採用をされてから途中で退職をされる、採用数と退職数と、これらの先ほど申し上げました関東、近畿、中部、特に北陸、この方面についてひとつ御提出を願いたいと思います。後日その問題につきましてまた別にやりますので、ひとつこの点、委員長……。

○委員長(寺本広作君) 厚生省、提出できますか。

○政府委員(宮嶋剛君) はい、提出いたします。

○委員長(寺本広作君) それでは委員会から……。

○政府委員(宮嶋剛君) ブロック別でお出したいたします。

○宮崎正義君 ブロック別でお願いいたします。

それで、この法案の中に入つていただきたいと思ひますが、今回の問題は、行政職と比較してみましても看護婦の場合一〇・五%の格差が一七・五%と聞くわけですが、私はいま質問をいたしたいと思うのは、小中学校の教員の場合と今回の改正に基づいての初任給と、それから何年か後にどうなつっていくかということをお伺いをしてみたいと思うんです。そして今回の改正が妥当であったのかどうなのかという点をひとつお聞きしていただきたいと思います。

たとえば高校を同じように卒業した。一人の女性は短大に行つた。もう一人の女性が看護婦の養成所のほうに三年の期間を通して卒業した、そして看護婦になつた。短大の初任給は人材確保法で五万二千二百円というふうになります。ここに表だけを私は持つてきておりますが、この表と、これは教育職の俸給表でございます。それから今回の勧告されている表、給与表の一覧ですね。それと対比してみるとよくわかると思うんですが、今回は高校卒業して看護婦の高等学院を出て、三年やって、そうして現行俸給というものが三等級の

○**二号俸**ということになるわけですね。そうですね、看護婦の場合。それから教職員のほうはどういうことになりますか。教職員の場合は**二等級**の二号ということになりますか。

○**政府委員(茨木広君)** 一号でございます。

○**宮崎正義君** 一号ですか。そうすると、確かに現行法からいきましても看護婦のほうは五万四千五百円、それから教育職のほうが五万二千五百円ということに俸給月額、こうなつておりますが、そうですね、これは改正された分です。そしてこれをずっと一年一年たつていきますとだいぶん差が、改正された面から見ていきますと、最初には確かに看護婦のほうが多いですけれども、教職員の俸給がだんだんだんだん多くなつてきてているという形態、そういうじゃないでしょうか。

○**政府委員(茨木広君)** 教員と看護婦とを直接に比較することはたいへんむずかしい問題がござります。まず第一に、先生のところは**二等級**でございます。看護婦はいま正看になりますと**三等級**でございます。看護婦はいま正看になりますと**三等級**でございます。ただ、免許資格からいいますと、先生のところは、特に義務教育等については短大卒でもいいことになつておりますけれども、実態が大学出がもう大部分になつておるという事態がございまして、それが高等学校俸給表等の関係でたいへん問題になりまして、今回の改正ではそういう実態を踏まえて俸給表を改善せざるを得なかつたという、こういう実態がござります。したがつて、学歴のところを申し上げると相違がござりますが、そういう意味の基礎の出発点がたいへん違つておる関係がござりますのが第一点でございます。

それから第二点は、先生のほうは大体俸給表にほとんど全部のものが盛り込んでありますし、俸給表一本といつても過言でないぐらいになつておるわけでございますが、看護婦さんのほうの職場は、俸給表のほうと調整額等その他のものもござりますが、そういうものがかみ合つて、合わませんして一つの待遇を考えいくという色彩がたいへん強うございます。で、今度の改正前の状況で申

し上げましても、約四分五分の看護婦さんが調整額二ないし五のもののがついております。平均いたしますというと、その四五分の看護婦さんについて言いますと、一二分強の調整額というものが本俸に対しても、こういう状況になります。全般にならしましても六分平均の調整額が別途ついておる。今回の措置でも御案内のように、その他ついてない看護婦さんのほうには四分の調整額をつけ、それから俸給表のほうにも半分ばかりは盛りつけると、こういうふうに分けて改正をいたさせていただいているわけでございます。

でございますから、よくおわかりになつていらっしゃる普通の方に対しましては、むしろ俸給表に全部盛りつけたほうがわかりやすいのではないかという議論も内部の会議の際にはございました。ただ、職種ごとに同じ看護婦さんの中でも勤務の態様がいろいろ異なりますものでございます關係上、看護婦と教員と比較いたしました際にも、その辺のところも御勘案をいただきまして、実質的に見ていただかないといかぬ問題があるのではないかというふうに考えておるわけでございます。たいへん分かれておりますのですから理解しにくくて恐縮でございます。

○宮崎正義君 私、わかりますよ。その教育職とのスタートというものに対する考え方というものはわかります。一般的な常識論から論じているわけですね、そんなのはもう承知の上で。ですから、行政職との比較でいきますとかなりのアップになるということになるわけです。しかし、他方いま実例を言つたが、何のために実例を言つたかといえば、女性ですから、先生にあなたはなるの、私は看護婦になるわというふうなことで、同じ同級生が二つの道に分かれていった場合に、それで十年なり八年たつたときに、それじゃ実収面は、給与の面だけでいきますとどんなふう形になるのかと、お互いなつたときに、これは一つの例であり

ますけれども、私の調べた一つの例でありますけれども、一人の看護婦の方が実質八年の実績持つておる。今回の措置でも御案内のように、その間に特昇されているわけです。特昇されし上げましたような狂乱物価の高騰だと、その件と、差がずいぶん出てきているわけです。それでも、一人の看護婦の方が実質八年の実績持つて、その特昇された金額と、教育職の人の八年の実績と、差がずいぶん出てきているわけです。そういう点でさも差が出ているんだということになると、二人が会つたときに、あなた幾ら、私幾らよということになりますと、給与の面だけでも、まあ卑屈感を持つか持つたないかわかりませんけれども、そんなような一つのギャップといいますか、危惧といいますか、そういうものを生ずるのじやないか。だから、行政職と比較した場合にはすごいアップ率だ。教育職と比較した場合には今度はこうなんだというそいつ——一般の人はわかりません。教員の人と看護婦の人が一人集まつたときに、内容はともかく、実質面は違ひがきてるということがあります。そういう点もいまの御答弁でありますと考慮をされているような御答弁もありましたけれども、こういう意味で私は質問を申し上げているということです。そういう点もいまの御答弁です。その上で御答弁願いたいのです。

○政府委員(茨木広君) ただいまの御意見はもつともなことでございまして、内部でいろいろ検討します際にも、女性の方が高等学校からいはずれる方と、いずれにいきましてもやはり遜色のないようないいようなことがございますので、その職場を選ぶかというようなことがござります。で、その際に、教員にいられる方と看護婦にならなければいかぬというようななたでさえはやはり同意見で、院内でもいろいろそういうふうで審議をし、考えさせていただいたつもりでございます。

○宮崎正義君 将来もあることですから、この点人事院としては相当お考えを、あらゆるものから考慮していかれていると思いますけれども、さらには御勘考を願いたいと思うのですね。この点を要望いたしておきます。

それからこの施行日のことにつきましては、先

ほど鈴木委員のほうからお話をございましたけれども、今回この法律のこの状態、お考えになつた一つの契機として起きてきたと思うのです。起きたと思ったと思うじゃなくて、起きているのです。そこで、この十二月に退職した人、そういう危機の中で退職した人、それから三月三十一日に退職した人、これらの人には適用しないのかどうなのか。当然適用するべきじゃないかと私は思うわけですが、この点どうなんでしょうか。

○政府委員(茨木広君) ただいまの問題はいろいろ考え方があると思いますが、今回のお願い申しあげております形は、御案内のように、公務員の特別給、つまり期末・勤勉手当は民間調査による、前年度の民間にきております特別給の月数というものを公務員のほうに持つてまいりましてやるという制度をとっています。その関係で概算調査をいたしましたして、本年度、本来であれば夏に出るであろうところの分を推測しながら御提案を申し上げたわけであります。そこで、本年度の期末手当の支給時期を特に法律公布の日に繰り上げて支給していただくと、こういうような措置をとつたものでござりますから、したがって、その法律公布の日在職者を対象に支給すると、こういう形をとらして、ただお願い申し上げておるわけでございます。昨年の十二月の方々は、去年で一応完結いたしておりますし、それから今年三月までの間では一応前年度の期末・勤勉手当といったふうな措置をとりましたものでございますが、そこでございます。それで、それに早く渡ったという意味で、物価において、それを早く渡つたという意味で、物価がずっと動いてきておったものでございますから、そういう意味のやはり有利性を持つていただけでございます。昨年の十二月ごろから準備をいたしまして、連休明けのときから一齊に実態調査になります。昨年の十二月ごろから準備をいたしまして、それをいま調査員等の任命その他訓練をやりまして、連休明けのときから一齊に実態調査になります。まあいろいろこの周辺の事情もございますので、できるだけ早く勧告できますように努力すべきだ

ますけれども、私の調べた一つの例でありますけれども、一人の看護婦の方が実質八年の実績持つておる。今回の措置でも御案内のように、民間の特にこの春闘時期におきまして、ベース改定等の状況を織り込んで勧告するといふたてまえで、まあ毎年七千事業所ほどの実態調査をやつて勧告を申し上げるという例になつております。昨年の十二月ごろから準備をいたしまして、それをいま調査員等の任命その他訓練をやりまして、連休明けのときから一齊に実態調査になります。ただしかし、まあいろいろこの周辺の事情もございますので、できるだけ早く勧告できますように努力すべきだ

○委員長(寺本広作君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、楠正俊君、郡祐一君、上田哲君が委員を辞任され、その補欠として西村尚治君、木村陸男君、前川旦君が選任されました。

○委員長(寺本広作君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、楠正俊君、郡祐一君、上田哲君が委員を辞任され、その補欠として西村尚治君、木村陸男君が選任されました。

○宮崎正義君 これはさかのぼつていろいろ給与を支給する場合もあるわけです。実際問題としては、ですから、本年度の公務員給与の勧告なんかもいつごろの見通しか、まあ総裁がおいでになります。ただし適用にならないわけですね。

○政府委員(茨木広君) はい。法律公布の日に在職者でござりますので、それ以前に退職されましたが、それは適用にななりません。

○宮崎正義君 考えられない……。

○政府委員(茨木広君) はい。

○宮崎正義君 これはさかのぼつていろいろ給与を支給する場合もあるわけです。実際問題としては、ですから、本年度の公務員給与の勧告なんかもいつごろの見通しか、まあ総裁がおいでになります。ただし適用にならないわけですね。

○宮崎正義君 考えられない……。

○政府委員(茨木広君) 本年度の給与勧告は、御案内のように、民間の特にこの春闘時期におきまして、ベース改定等の状況を織り込んで勧告するといふたてまえで、まあ毎年七千事業所ほどの実態調査をやつて勧告を申し上げるという例になつております。昨年の十二月ごろから準備をいたしまして、それをいま調査員等の任命その他訓練をやりまして、連休明けのときから一齊に実態調査になります。ただしかし、まあいろいろこの周辺の事情もございますので、できるだけ早く勧告できますように努力すべきだ

でやはり意義があるのでなかろうかと、こういう意味で御提案を申し上げたわけでございます。

で、それぞれ関係方面的の了解を得て——例年でございますと、連休明けから調査をいたしまして、六月十五日までかかるて調査をするわけですが、本年は一週間ばかりそれを早めますとして、六月八日まで一応実態調査のほうを締め切ると、それからそれを集計にかかる。こういふことで、そこで一週間繰り上げていこうございますが、今年はそれをさらに繰り上げるよう努めたいといふことで、いま總理府のほうの統計局の御援助もござりますが、得て実施いたしたい。こんなことで、いま鋭意努力いたしております。それで例年八月中旬——昨年は九日の日でございましたが、御告申し上げておるわけですが、今年はそこまでござりますが、得て実施いたしたい。こんなことから考えまして、いまの御答弁にござりますと、八月初旬だというふうに私は聞いたことがありますけれども、できるだけ早くこれをやつて、そして経済状態も社会状態も非常に不安な状態の中にあるのですから、そういう面を勘案された上で、さらに早期にやれるよう御尽力を願いたい。と思ひますが、これは私希望なんですけれども、いかがですか。

すか、現況といいますか、それを御説明願いたいと思うのです。

○説明員(北郷勲夫君) 高崎のコロニーにおきましては重度の精神薄弱者でございます十五歳以上の方を収容いたしまして、昭和四十五年に開設いたしまして、現在約五百人の障害者を収容いたして運営いたしております。

○宮崎正義君 ずいぶん不親切ですね、もう少し詳しく話したらどうですか。ずいぶん不親切ですか。

生も御承知だらうと思ひますが、現在非常に新聞なんかでも報道されておりますが、職員の不足、特に看護婦さんの不足というようなことが問題になつておりますて、いろいろ施設の管理者あるいは所管しております東京都庁を含めまして職員の確保ということに努力しているわけでござりますが、全体の看護婦不足の中で、特に重症児施設で働く看護婦さんといふのはなかなか得にくいといふふな実態でございます。看護婦さんに限らず、ほかの保母さんなんかにつきましても、なかなか重症児施設には来手がないといふふな状況でございまして、何とかできるだけ多くの方に呼びかけて、来ていただくようについてのような努力を現在いたしておるような状況でございます。

○宮崎正義君 厚生省の重症心身障害児への運営

数といいますか、それに対する病床といいますか、それらの内容、内訳でございますね、そういうものについて。

○説明員(北郷勲夫君) 昭和四十八年度末で、重症心身障害児のベッド数で、これはちょうどいま現在完成中のものとかいろいろありますので、若干数字が動いている時点でございますが、約一万余ベッドございます。実際に入っております人数は約九千人ほどの障害者が収容されております。

○宮崎正義君 総数は一万七千、私の調べているのは一万七千人に対して九千人というふうに見ていいですか。

○説明員(北郷勲夫君) 私どもの推計によりますと、重症心身障害児、成人も含めまして約一万七千人、推計いたしております。このうち施設入所を必要とする方、これが一万六千五百という推計をいたしております。

○宮崎正義君 だから、入っている人が九千だと

○説明員(北郷勲夫君) そういうことでございま
す。

○宮崎正義君 そういうことです。そのほかの
不足数というものをどんなふうに考えておられる
のですね。

○説明員(北郷勲夫君) できるだけ早く、施設に入所を必要とする方については入所をさせるという方針のもとに昭和五十年度末までには必要な病床数を整備したいということで整備を進めております。

四十八年度については一万床であります、これ

に、いまのそういう状態等を勘案されて全くの対策が、完全なる対策ができると、こうお思いなん

ですか。

○説明員(北郷朝夫君) 四十八年度の整備にござ
ましても、整備の段階で非常に、端的に申します

と建築費のいろいろな高騰の問題がございまして、なかなか予定どおり進まないという状況は

さしますが、一応私どもとしては國立療養所の整備量もお願いし、あるいは民間、公立、こういったものの病床数整備量もかなり見込みまして、何とか五十年度末まではもうぜひ整備したいという決意のもとに整備を進めておるわけでござります。

○宮崎正義君 四十九年度の予算についてお詫びがなかつたのですが、いま民間についてというお話をありましたけれども、民間の問題については、各家庭によつてはその施設に入れるのを拒む

人も、また施設を求めている人も、これはまさざ
もあると思うのですが、いずれにしろ、いまお話を
がありました建築資材の高騰というものがかりじ
やなくて、物価の変動によって四十九年度の予算
がどのように立てられ、何床つくられて、そして
民間とを合わせて五十年度には何床つくってこう
なるのだということその計画の明快な御答弁がないの
ですけれどもね。

○説明員(北郷勲夫君) 四十八年度の現実でございますのは約一万ベッドでござりますが、四十八年度までの一応整備の計画としましては約一万一千床を考えておるわけでございます。それから四十九年度におきましては、国立療養所の整備を千二百床ほど予定しております。それから民間と申しますか、公立、地方公共団体の建てるものあるいは民間の建てるもの合わせまして約四百ほどを予定しております。できればこの四百以上にやつて、いただくようにお願いしたいと思っておりますが、合わせまして四十九年度千六百床ほどの整備を予定しております。なお残りますのが約三千五、六百、もうちょっとになりましようか、数字ございまますが、これは五十年度の間に国立療養所あるいは民間、公立含めまして整備をするという考え方であります。

○宮崎正義君 そうしますと、四十八年度一千床残るわけですね。一千床が四十九年度に回るわけですね。この千二百床という、この千というのはう考え方であります。

八年度一萬一千にしたがつたのが一万しかできな
いから、その一千のやつをこの四十九年度のはう
に回すんだというふうに解釈するんですか、それ
とも別なんですか。

○宮崎正義君 四十九年度でさそりますと二千六百ですね。五十年度に民間ベース等も入れて三千五百にして、こうという、四十八年度ささえ
クでござります。

でにもう一千床残っているわけですね。ですから、こういう形態でいくと五十年末にこれができるかどうかというのは非常に疑問なんですが、いずれにしましてもきょうの時間がございませんので、この施設の関係の重症心身障害児施設の実態というのを資料でいただいておりますが、この資料と現時点の各地域の私の調べたものと照らし合わせてみて相当な疑義があるわけです。きょうは

○國務大臣(小坂徳三郎君) 厚生大臣がお答え申すべきことだと存じますが、ただいま御指摘の医療行政全体の考え方というものをこの際さらにもう一度明確にしていかなければならぬということをあわせて私は最後に申し上げて私の質問を終わりたいと思いますが、実際は終わっていないんです。まだ中途はんぱの質問で、これからが詰めていくところなんですから、きょうは時間の関係等もござりますのでこれで質問は終わりますけれども、いまの私の重症心身障害者等の問題、あるいはその他の病院の看護婦不在で閉鎖されている問題等の論議を取りかわしておりましたけれども、最終的に国務大臣のほうから御所見を伺って、私の質問を終わりたいと思います。

療問題、そうしてまた身体障害者の問題等はわれわれも非常に深く関心を寄せて いる点でございま

す。同時にまた、このような委員会におきまして
そのような御議論がなされているということを拝
聴いたしまして非常にわれわれといたしましては
貴重な御意見だと考えております。

○藤原道子君　いまの御質問の心身障害児の問題
だけれども、最近厚生省では入所できない人一家

庭で世話をしている者に対する費用ですね、予算が非常に低いと思うのですね、あまり少な過ぎる。彼らになっているかということと、入所させられれば一人十八万七千円か、それで家庭の者には幾ら出

しているか、しかも厚生省では、入所はたいへんだから、なるべく今後は家庭で保育することに重点を置くことなどを私は聞いています。そうなら、たった三千円や四千円の費用を出しておさめようというのはけしからぬと思うのですけど、それはどういうふうに解釈したらいいんですか。そのことをいはず社労でまた伺いますが、きょうちょっとこの問題、さつ

○説明員(北郷勲夫君) 在宅の重症のお子さんにつきましては、現在六千五百円ほどの手当でござりますが……。

○藤原道子君 今度ふやして……。

○説明員(北郷勲夫君) 来年度はいろいろな加算を含めまして、一万四千三百円まで引き上げたわけございます。在宅のお子さんに対する対策といたしましては、こういった現金給付のほかに、ホームヘルパーでございますとか、あるいは日常生活用具の支給でございますとか、こういったような施策がございます。まだ御指摘のように確かに十分でない面がございますので、ただ、とてば日常生活用具なんかにいたしましても研究が進んでない面がございまして、具体的にどういう道具を給付したらしいかというような点をさらに研究しながら在宅のお子さんに対する施策を拡充していくこうという私ども考え方を持って進めているわけでございます。

○藤原道子君 そう言うけれど、各施設から家庭へ帰すという傾向があえていいるんじやないです

か。それで一万や一万五千円で子供の世話をができるか。入所させれば十八万幾らかかる。そんなら家庭で世話をする場合に、訪問して世話をするなんていう施策はほとんど生きちゃいないのですよ。ごまかしの答弁でなくて、ほんとうに心身障害児をかかえた親たちがどういう気持ちであるかという

○委員長(寺本広作君) じゃ、この問題はいづれ社労で御検討して、ただく……。

○宮崎正義君　委員長、いまの答弁のことです
が……。
○委員長(寺本広作君)　あなたはもう先ほど具体的に触れられました……。
○宮崎正義君　私、ちょっと一言。
　　というのは、いま藤原委員のほうからお話をありますて、先ほど私の、答弁を得て、六万七千円と日用品のやつが、あれ、五千七百円ですか、そ

三 千五百円ですよ。これを一人当たり国では出す
わけです。家庭でやる場合には、いま言つた一萬
四千円なんです。こういった面もあわせながらお
考え願いたいということだけ、一言だけ申し添え
て終わりにします。

○ 説明員(北郷勲夫君) 在宅の障害児者の対策につきましては、私どもも積極的に努力しなきゃならぬと思っております。さらに一そく、たとえば特別児童扶養手当の額の引き上げとか、そういう方向で努力いたしたいと思います。

○ 委員長(寺本広作君) 他に御発言もないようで
すから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御発言もな
いようですから、討論は終局したものと認めま
す。

これより採決に入ります。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺本広作君) 全会一致と認めます。よ
つて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決す
べきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(寺本広作君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十九分散会

四月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は四月十三日)

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を
改正する法律案

昭和四十九年五月十五日印刷

昭和四十九年五月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C